

古代港津の歴史地理学的考察

——瀬戸内における港津址比定を中心として——

千 田 稔

【要約】 小稿では主として古代、律令期の瀬戸内北岸東半部の港津址を比定することを目的とする。難波津あるいは難波御津は、遺称地名および地形発達史的な考察から大阪市南区三津寺町付近に求めるのが妥当と考える。それに関連して安曇江を北区野崎町付近に字名から考定し、その西に新羅江庄を比定すれば堀江は通説に従って天満川に求めうる。また難波江には堂島川玉江橋北に求めたい。住吉三津、敷津、榎津も住吉神社周辺に地名、地形的考察から比定できる。五泊の位置については河尻泊は尼崎市今福、大輪田泊は旧湊川河口部、魚住泊は明石市江井ヶ島、韓泊は姫路市の形に求め得、豊生泊は現在の室津港そのものと考えてよい。古代における港は駅、郡家、国府と近接し結節機能の一端を担っていたと想定される事例をあげることができる。例えば賀古駅と水尻船瀬や住吉郡家、児島郡家あるいは国府の外港つまり国津についての場合である。もとより難波津は国家的レベルの要津としての位置を占め畿内の陸路・水路は難波と結びついていた。

史林 五三卷一号 一九七〇年一月

はじめに

小稿は、わが国古代、特に律令期の港津址を比定することを主たる目的とし、加えて古代瀬戸内水運のシステムの一端を探ろうとするものである。官道における駅館研究と相まって、古代水運の海駅というべき港津の位置を明らかにすることができれば、直接的資料の少ない古代景観を構

成する一要素を把握することとなり、さらには近來、少なからずその成果を加えつつある帝都、国府および郡家という政治中心地的要素の研究をさらに景観（地域）相互間の有機的な結すびつぎを推定する方向へと進めるための実証的研究の素材となるものである。

しかし「律令期の国府の形態さえ明らかでない今日、その外港の形態を復原することはいい、そう至難の業となるの

である^①」ことはもとよりであるが、国府の外港やその他の港津の位置比定についても積極的にとりあげた研究例も数少ない^②。小稿が古代の港津址比定という、基礎的な作業に多くの力点を置かざるを得ないのはこうした理由によるものである。

この種の作業において想起されるのは、Bradford, J. の空中写真の判読による古代景観の復原方法である。彼の考察対象は各種古代景観に及ぶが、カルタゴ、コサ、オステイアといったローマ時代の港の位置に対する空中写真からの解釈は、筆者の当面の関心に近いものである。中でもテヴェレ川河口部に設営されたローマの外港オステイアの研究は、デルタの発達史からその位置を解釈しようとする点では、わが国古代の河口港の研究と確かに軌を一にする面がある。ところが、この場合オステイアそのものの位置は遺跡として明らかであるのに対し、わが国の場合は港津の位置の比定考証からはじめねばならない場合が多い。だが港の位置比定に定った有効な方法を筆者が有しているわけではない。ここでも既往の歴史地理学における考古地理学的方法を採用する以外にないのである。それは地名（遺

称地名）、遺跡、遺物、地形および地質学的証拠、古社寺の位置、古図類等の利用、口碑という多角的、総合的な方法を用いることである。例えば地名においても、「大津」「御津」あるいは「船津」といった類の地名は文献上散見されるものであるが、官道と駅の如き制度的な性格をそなえることの少ない港は、律令期固有の港津地名を今日に伝えることの可能性が低いものと考えねばならない。それ故、残存する港津地名（小字名等）が古代律令期に起源するものと推定するには、その地名が当時の汀線付近に位置していることを確認するという、地形発達史的な操作が不可避である。小稿では、古代の海岸線の推定に対して主として条里地割の臨海部における分布限界や近世に施行された新田地割を、地形面の年代を決定するいわゆる「鍵地形面」として用いる。この方法は既述の Bradford の研究においてとられたケンチュリア地割を用いる方法に類似するし、わが国でも提唱されて久しい^④。

ここで考察の対象とされるフィールドは瀬戸内沿岸、特に難波から吉備地方に至る東半部である。言うまでもなく摂津国、中でも難波が律令国家の港津機能を担うべき位置

にあった。養老職員令には「主船司 正一人。掌公私舟楫及舟具事。佑一人。令史一人。使部六人。直丁一人。船戸。」とあり職員令集解には「古記云。公私舟楫及舟具事。常在津官私舟数。及受斛斗数。悉檢校知。但自他国往来者。臨時檢察耳。」とあつて兵部省主船司は津（撰津）にある官私船の隻数、勝載斛数を檢校すること、さらには他国より往来する船を臨時檢察すべきものとされている。養老營繕令には「凡有官船之處。皆逐便安置。並加覆蓋。量遣兵士看守。随壞修理。不堪料理者。附帳用上。其主船司船者。令船戸分番看守。」とあり主船司に属した船戸は主船司の船を分番看守したことが知られるのであるが、職員令集解は船戸について「別記及釈云。船守戸百戸。津国以十戸一番役。為品部免調役。」とあつて品部として調、徭役を免ぜられた船戸は津国に百戸あり十戸毎に上番していたのである。以上にみるように、主船司が撰津と關係の深かったこと、またそれに属するところの船戸が撰津に百戸あったことは、この地の港湾の占める位置の枢要さを語るものである。さらに養老職員令に「撰津職帶津国」とあり、この撰津職の職掌の一部として津濟

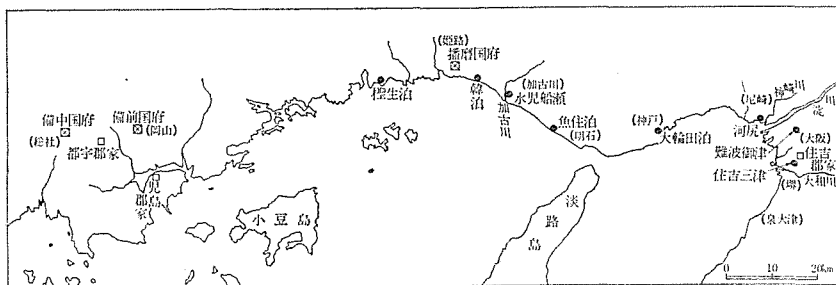
および舟具を檢校することを掌ると定め、港湾管理を職務としている。また養老軍防令には「凡衛士向京。防人至津之間。皆令国司親自部領。（中略）自津発日。專使部領付大宰府。」「凡防人向防。各資私粮。自津発日。随給公粮。」とあり、撰津は防人參集の地であり、また大宰府への出発の地でもあった。これらの他、難波は蕃客到来の地であり、遣唐使の出発港でもあったことは多言を要しない。小論では、このような撰津の有した港湾機能を背景としながら、おそらく難波の津の中心であつた「御津」（三津浦）の遺址と撰津南部の主要港津と考えられる「住吉三津」、あるいは「榎津」の問題に触れてみようと思う。古代における瀬戸内の航路は中国地方沿岸ぞいに進むものと、四国側を讃岐沖から備後灘を通り来島瀬戸を経て西進するものの二ルートに大別される。^⑨しかし難波に向かう船にとっては播磨灘から明石海峡を経て大阪湾に出る前者の航路がとり得べきものであることはもちろんである。延喜十四年の三善清行『意見封事十二箇条』に「山陽西海南海三道。舟船海行之程。自榎生泊至韓泊一日行。自韓泊至魚住泊二日行。自魚住泊至大輪田泊一日行。

自大輪田泊至河尻一日行、此皆行基菩薩計程所建置也。」記される櫻生泊、韓泊、魚住泊、大輪田泊および河尻の播磨南岸から摂津に設置されたいわゆる「五泊」は瀬戸内主要航路に沿う海駅の性格を有したものと思われ、『和名抄』にも津、済の説明に続いて泊について「今案播磨国大輪田泊此類」と記していることから「泊」は単なる津済ではないことに注意される。ここでは、この五泊の位置の問題についても試考される。

さて、東端に難波の要港をもつ瀬戸内沿岸諸国は海上交通に如何に対処したであろうか。延喜主税式の「諸国運漕雜物功賃」の条には北陸道諸国の出帆港の名称が記載され、いずれも国府と近接した位置を占めていることが知られる。山陽道および南海道の臨海諸国については国より与等津に至る船賃を示すにとどまり具体的な港の名称は明らかではないが、北陸道諸国と同様国府の外港というべきものが存在したと考えられる。例えば、備中国都宇（津）郡はその占める位置、郡名から考えて備中国府の外港を有していたと思われ、備後国沼隈郡津宇郷についても同じことが想定される。これら国府の外港を『日本歴史大辞典』

は国津という名で呼んでいる。国津は物資の積出港のみならず、国司赴任に海路をとった場合の上陸点でもあったであろう。国司の海路赴任についてみるに神龜三年（七二六）の太政官処分では「但大宰府并部下諸国五位以上者。宜給伝符。自外随使駕船。縁路諸国。依例供給。史生亦准此焉。」とあり、五位以上の者以外については船の使用を許可しているが、延喜太政官式には「凡新任国司赴任者。（中略）山陽道備前以西。及南海三道等国竝取海路。給食如法。自余諸国及大宰府帥大式皆給伝符。」また延喜民部式には「凡山陽南海西海道府国。新任官人赴任者。皆取海路。仍令縁海国依例給食。（註略）其大式已上乃取陸路」とあって、西海道のみならず山陽道、南海道の国司赴任に海路を利用することを認めている。このような変化の理由に、新任国司に海路赴任を命じた大同元年（八〇六）六月十一日の官符に「厩戸百姓通送使命。山谷峻深。人馬疲弊。」とあることから知られる。さらに嵯米の輸送については天平勝宝八年（七五六）の太政官処分に「山陽南海諸国嵯米。自今以後。取海路漕送（後略）」とあってこれ以後の漕運を認めている。律令期の官道と駅の

第1図 索引 図



整備という陸路優先の原則にもかかわらず、瀬戸内水運が史料の上で公的な交通機関としての性格をあらわしてくるのは、陸路よりも実質的な意味をもっていたが故であろう。以上のような前提に立つとき、古代の瀬戸内臨海諸国がその領域管理において港津を無視し得なかったと思われ、古代瀬戸内水運の特徴的なシステムを解明できる一つの視点が定められる。加えて、文献史料の少ないこうした考察は極めて歴史地理学的方法論が要請されるのである。なお

小論で対象とされる港津等は第一図索引図に示される通りである。

一 難波周辺の港津

難波という地名は津済に冠して用いられる場合が多い。しかしその表現の仕方は、難波之碕(神武紀)難波之崎(仁徳記・紀)、浪速之渡(神武紀)難波済(仁徳紀)難波之大渡(仁徳記)難波柏済(景行記)から難波津(応神記、仁徳紀、允恭紀、推古紀、舒明紀、皇極紀、孝徳紀、『続日本紀』天平五年、『日本後紀』大同元年)、難波御津(仁賢紀)、難波三津之浦(齊明紀)あるいは難波三津浜(『文徳天皇実録』天安元年)といった津系統の名称に変化してくる。『万葉集』では難波津(八九六、四三三〇、四三六三、四三六五、四三八〇)の他に大伴の三津(六三、六八、八九五、一二五一、二七三七、三五九三、三七二二)あるいは三津の崎(二四九、一四五三)として表わされる。これらから少なくとも律令期の初期には難波津あるいは難波御津と呼ばれた港が存在したことが知られる。

一方、後述するように、住吉神社附近にその位置が比定される住吉津は仁徳記には「定墨江之津」、また雄略紀に

は「(前略)泊於住吉津」と、『万葉集』には「住吉の三津」(四二四五)としてその名が知られる。さらに住吉津付近にあった港津として『万葉集』に「住吉の得名津」(二八三)、「住吉の敷津の浦」(三〇七六)と表現されている。

難波津は言うまでもなく、住吉津も、そこから入唐使が船乗りし、海神を祭祀する住吉神社との関係を顧慮するならば、以下に述べるように恐らく双方とも上町台地西方の南と北に当時の要津地域を形成していたことが想定されるのである。

(一) 難波津、難波御津の位置

難波御津(以下御津と略記し三津という表現もこれに含まれる)の位置比定については、吉田東伍、天坊幸彦、滝川政次郎、北島霞江、山根徳太郎の諸氏等によって考証されている。その要点を整理すると以下の如くである。

(イ)吉田東伍説 『大日本地名辞書』「御津」の項で「古へ渡辺の、船津なり、今南区島之内に三津寺町の名存す。之に因て当時を推すに難波江は渡辺(長溝郷)より西南に流れ、御津(雄伴郷)を以て泊処と為したり」と述べられている。一方「渡辺」の項では「(前略)橋のありし時もあり渡辺橋

云りき、其橋は今の天神橋のあたりぞ」とあり「雄伴郷」の項には「和名抄刊本は雄伴を雄惟に誤る。(中略)雄伴は万葉集に大伴と唱ふる地にして、即御津浜也。(中略)今南区島内にて、即長堀道頓堀の辺にあたる。」と記される。

『地名辞書』の記述に従うと、御津は渡辺の船津、つまり天神橋附近であり、また島之内の三津寺町でもあると解され、その比定地について釈然としないところがある。

(ロ)天坊幸彦説 天坊氏の場合は、斎宮の難波における祓除の地を記す『江家次第』(卷十二神事 斎王帰京次第(後掲)の三津寺の地を「今南区に三津寺町として其の名を残してゐることを考ふべきである」とし『万葉集』の御津をも同地に比定している。

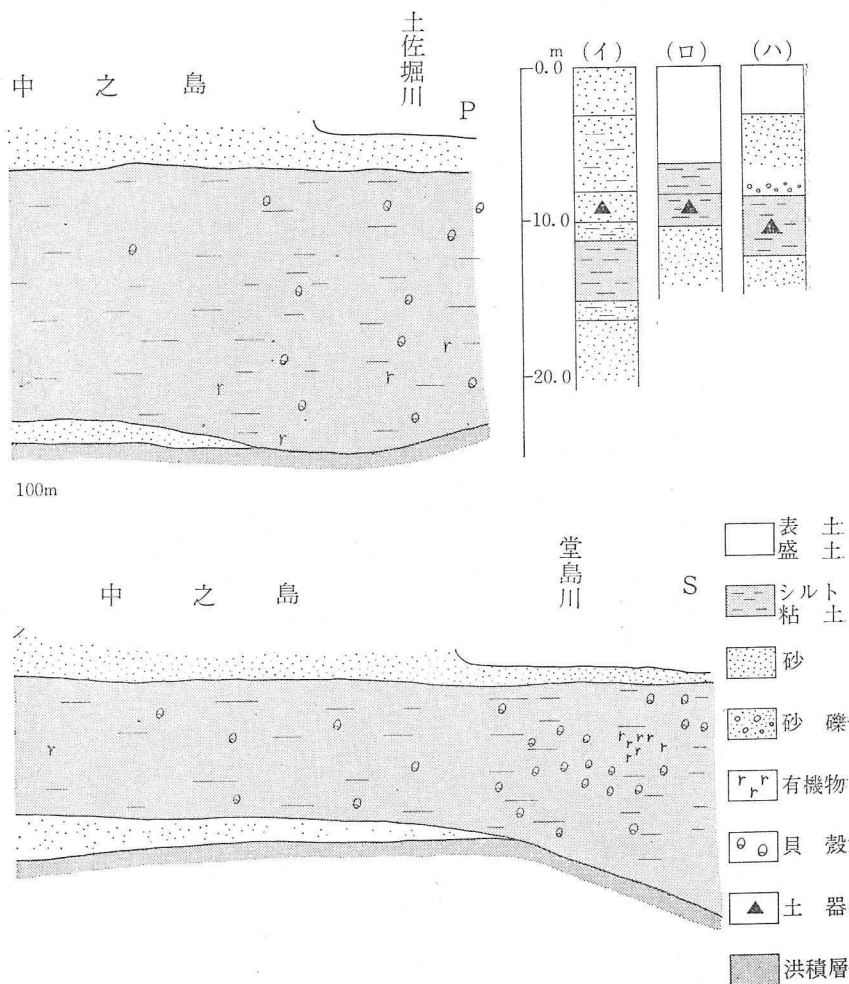
(ハ)滝川政次郎説 滝川氏は「堀江(天満川)にあてゐる。これについては後述)の江口が港津であつて(中略)それが三津または大津と呼ばれたことを、私は敢えて否定しない。しかし難波の三津と呼ばれたものは、この一箇所に限らない。(中略)三津寺の名が島の内にある以上は、その西方にも津があつて、それも難波の御津と呼ばれたに相違ない」と述べる。

(ニ)北島霞江説 北島氏は御津は上町台地東方の港湾地帯

第2図 上町台地周辺の地形と土器出土地（地形分類は土地条件図による）



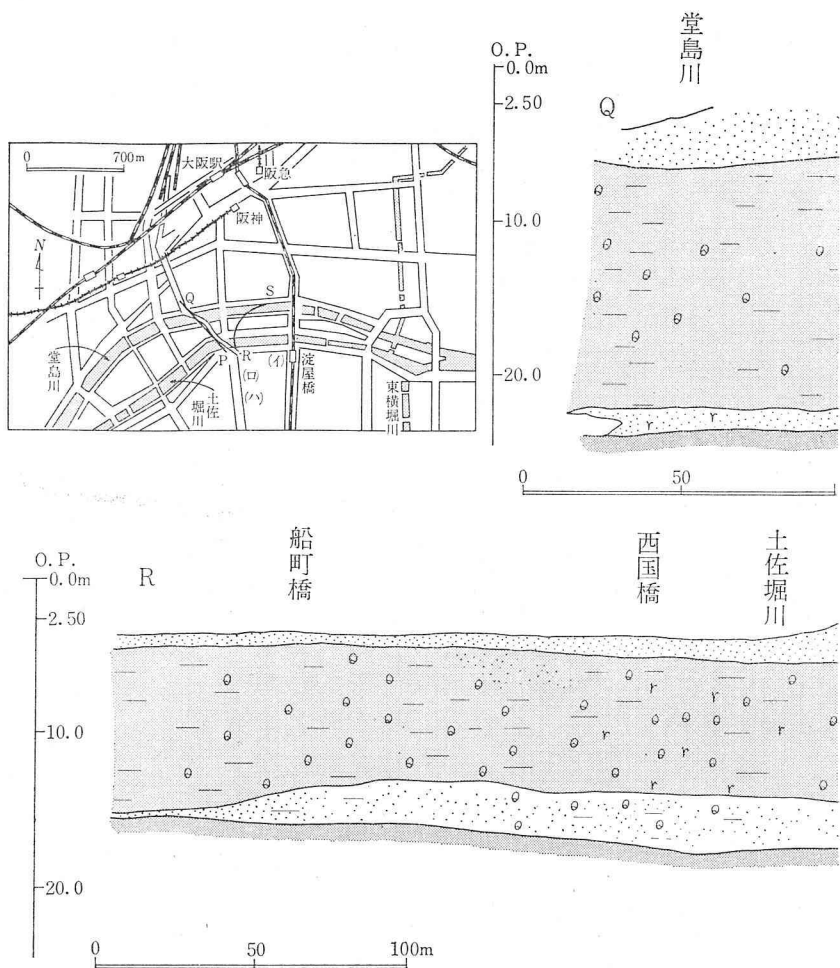
付 近 地 質 図



および外海では堀江の出口、住吉付近であるとし、現在の三津寺付近の社寺は、わかる範囲において近世他所からの移転であるのに三津八幡だけが古代からあったということは信じ難く、島の内・船場は万葉時代浮洲であって港津に適しないことを主張している^⑧。

(※)山根徳太郎説 山根氏は天坊氏と同じく『江家次第』の祓除の地を考証し、当時の三津寺の地を天満川河岸の八軒家付近とし「平安朝時代における難波津は依然として現在の大川と称えられて

第3図 土 器 出 土

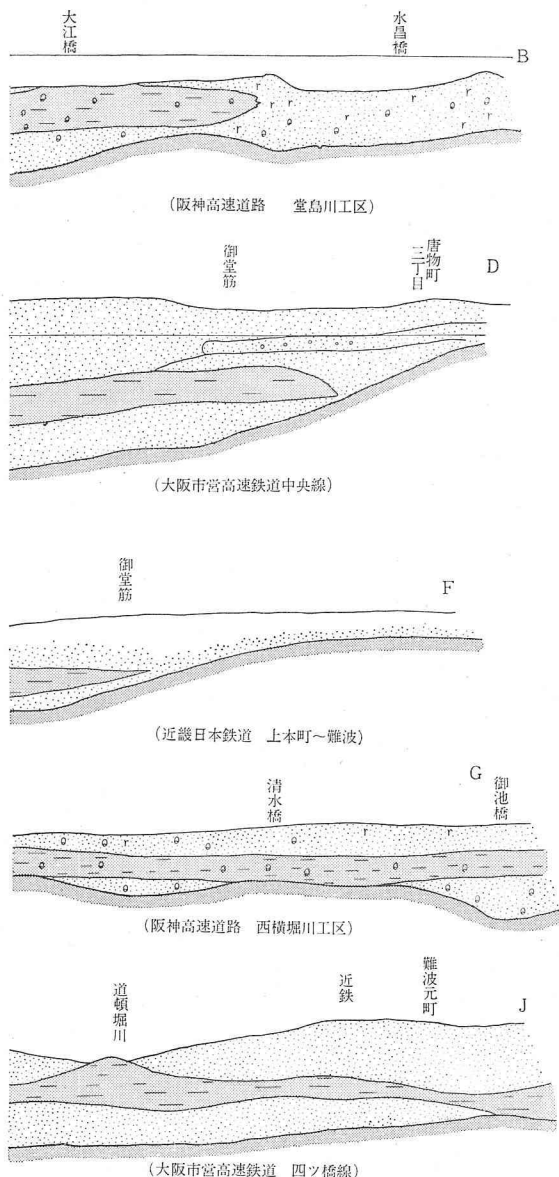


いる地域に限られていたと見るべく、先ずは当今の難波橋付近までに限ってもさしたる間違はなかろうかと推考している」と述べ、御津を天満川付近に求めていることが読みとれる。

以上五氏の諸説は御津
 Ⅱ 三津寺町付近説、御津
 Ⅲ 天満川付近説、御津
 上町台地東方説に分類することができるが筆者は御津Ⅲ三津寺町付近説が成立し得ることを以下にその理由を挙げて述べてみようと思う。

① 先ず、古代における上町台地西方の海岸線の

第2図、地質凡例は第3図参照)



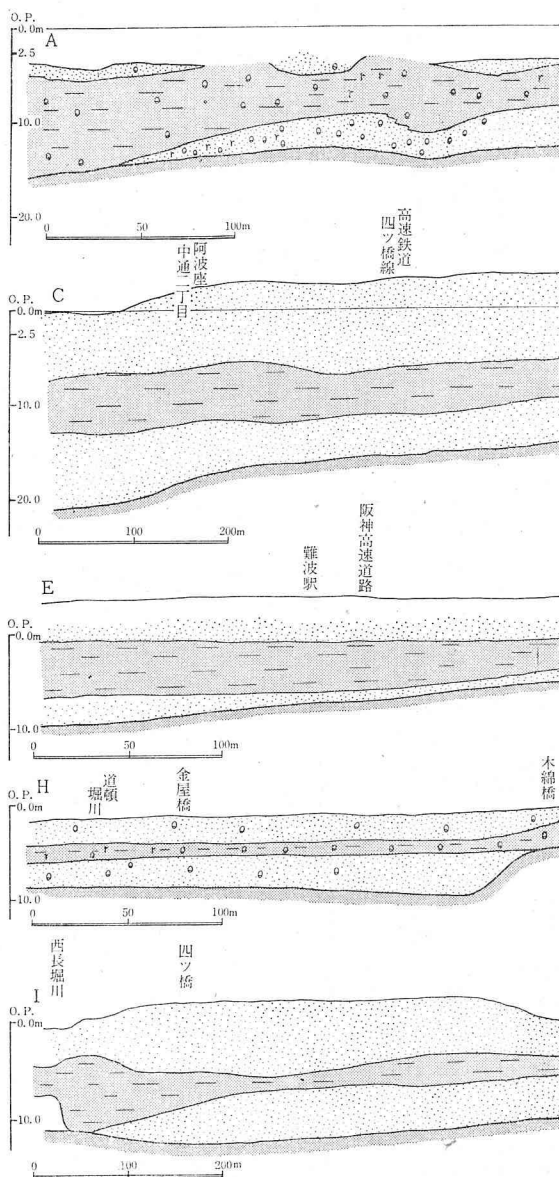
復原が問題となる。『土地条件図』(国土地理院)(以下『条件図』と略記)の大阪平野の地形分類図は、上町台地の西側に付着した幅約一・五km～二・五km、標高約二m～四mの難波砂堆と名づけられる砂堆の存在を示し、さらにその延長に、台地北端より北には天満砂堆を描いている(第二図)。この砂堆は南は住吉を経て、堺砂堆、高石砂堆に連続する。

これらの砂堆は沿岸流によって形成されたものと考えられるが、^②当面の問題に迫るためにはその形成年代を跡づけておく必要がある。

『条件図』にいう難波砂堆付近からは第二図に示されるように(i)新住友ビル、(ii)富士ビル、(iii)興銀ビル、(iv)日生ビル、(v)地下鉄心斎橋駅付近、(vi)湊町駅北方、(vii)キリン会館

第4図 地質断面図(断面位置は

の七地点で土師器および須恵器が出土したことが知られる。このうち出土層位が明確に判っているのは、戸田秀典氏の報告による(イ)、(ロ)および(ハ)の三地点である。(イ)の新住友ビルにおいては地下八mおよび八・七mの砂層から二個の土師器を、(ハ)の富士ビルでは三個の須恵器と三個の土師器が地下八〜一〇mのシルト層から出土し、(ハ)の興銀ビルにお



いても土師器および須恵器が地下八〜一〇mの砂層の深部からシルト層にわたって発見されている(第三図)。また戸田氏によれば出土した土器は大体奈良朝頃のもので、それらの中で特異なものとしては飯蛸壺と土錘とがあり、これらは漁簍に使用したもので海浜の発掘調査に相応しいものとされる。上に示した土器出土層を周辺について検討する

ために第三圖に堂島川から土佐堀川に至る地質断面圖（P—Q、R—S）をあげる。これによれば兩断面とも沖積層に關しては下部から砂層——シルト（粘土）層——砂層の順に堆積され、土器出土地点の(イ)～(ハ)の柱狀圖の地層と等しいことが觀察される。この沖積層は山根新次氏によつて梅田層と名づけられたもので、粘土層がその中核をなすとされ、この粘土層は海成粘土といわゆる「繩文海進」の時期に形成されたもので、それより下部の砂層は主ウルム垂氷期最盛期以後、つまり洪積世末のものも含まれると解される。一方、粘土層の上層の砂層が『条件圖』の砂堆を構成するものとみなすことができる。さらに上町台地西方において南西方向の地質断面について沖積層をみると、第四圖に示される如く、A—B（阪神高速道路路堂島川工区）、C—D（大阪市営高速鉄道中央線）およびE—F（近畿日本鉄道上本町～難波）のいずれにおいても、(イ)～(ハ)の柱狀圖およびP—Q、R—Sの地質断面圖にみられた下層より砂層——シルト（粘土層）——砂層の層序であることが知られるのである。これに加えてシルト層が東に向うにつれてその層厚を薄くし、A—BおよびC—Dにおいては御堂筋より東

約一〇〇mのところ、E—Fにおいては東約一〇mの位置で砂層の卓越する層に移行していることが注目される。つまりこの移行点が繩文海進時においてやや深い沖合から海浜近くの浅海に移る場所と解することができよう。これ以後徐々に海退がはじまり砂層の形成がみられ、汀線は西進するものと考えられる。以上の地質学的な推定から土器出土地点の地層について次のような解釈がえられる。(イ)の地点の土器出土層である砂層が當時のものとするればこの付近は汀線に近いものと推定される。(ロ)、(ハ)の地点での出土層は砂層深部～シルト層でこの地点では(イ)に比較して深い場所であつたと考えられる。仮に(イ)～(ハ)の出土品が同時代のものとするならば(イ)の南への延長線、つまり御堂筋付近が當時（奈良時代）の汀線に近い線と想定されるのであつて、南区三津寺町付近に古代難波津を比定する可能性があると考へたい。第四圖のG—H^④およびI—J^⑤の断面圖は三津寺町の西方を南北に、つまり西横堀川および高速鉄道四ツ橋線に沿うものであるが、シルト層の層厚が二～三mを保ちながら南北方向に連続していることが知られ、前掲の断面圖と比較することによつても、汀線はほぼ南北方向を

とりながら西進したこと、また阪神高速道路公団関係の断面図は上の砂層に貝殻が混入することを記していることから、少なくともこの部分の砂層は沿岸流による堆積物であるという推定が支持される。『条件図』には、堺砂堆（第二図）の南に接して高石砂堆の存在をも示している。この形成が難波・天満砂堆と同時代のものと考えると、ここには弥生時代―古墳時代―平安時代の遺跡が知られ、弥生時代以降陸化したものとみなすことができ、北の推定汀線の延長がこの砂堆の西端にあたることになる。

②三津寺には縁起を記す史料はないが、寺人の話では、

天平年間からこの地にあり、他所から移転したことを伝えず、昭和初期の地下鉄御堂筋線工事中に心斎橋駅付近から奈良時代頃とされる古瓦が出土し、また本寺は大福院三津寺と号し、六〇〇余年前に火災にあつてゐたといふことである。また『行基年譜』③には「行年七十七歳 聖武廿一年

天平十六年
甲申（中略）大福院 御津 二月八日起 尼院 已上

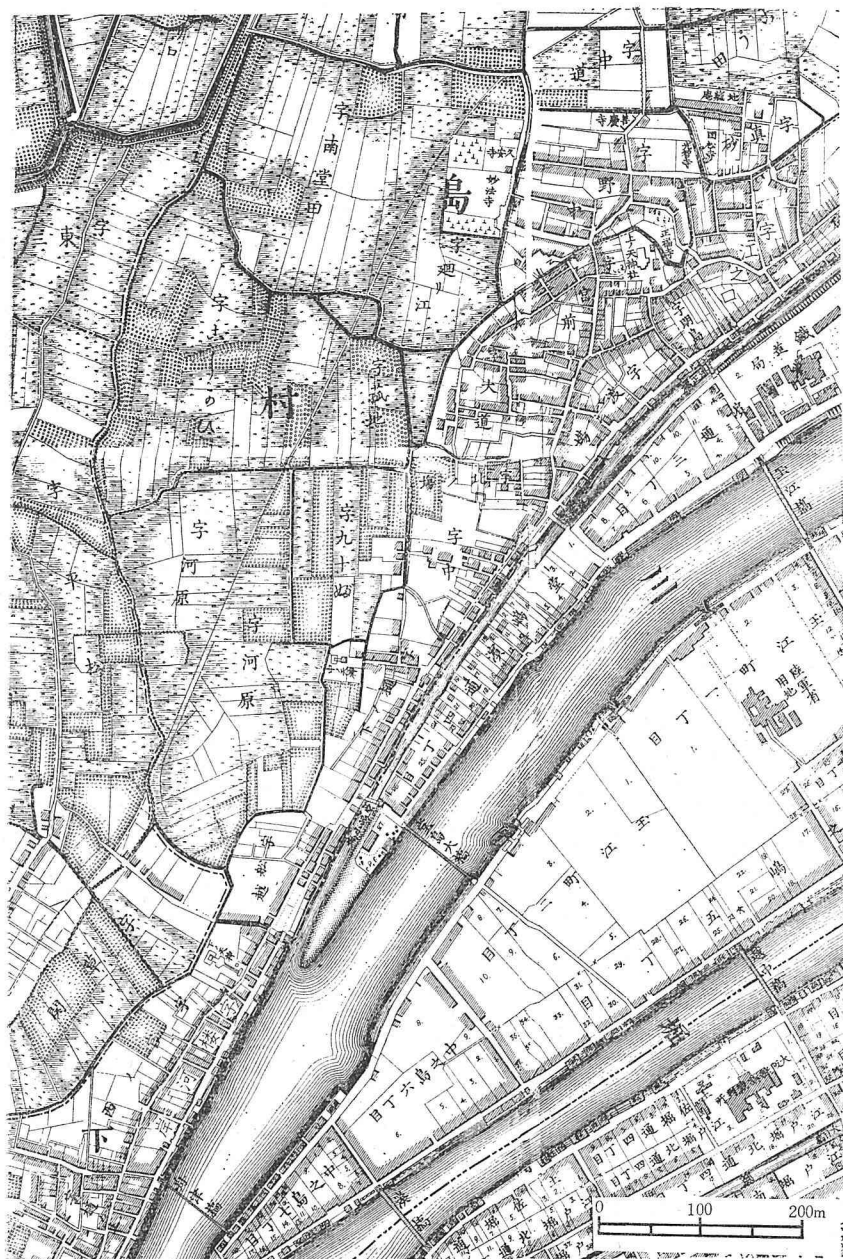
在撰（津）国西城（成）郡御津村」とあり大福院が西成郡御津村の地に建立されたことを知る。現在の三津寺が大福院と号されることから、本寺が『行基年譜』の大福院の系

譜をひくことはまず疑う必要はない。御堂筋を隔てて三津寺の西側にある御津八幡宮にもその来歴を明らかにする史料はない。ただ天平時代に大仏殿建立に際し手向山八幡を筑紫の宇佐より迎え、本地に祀り、社名は地名に因みて御津八幡宮と称せられたということを伝えている。ここにおいても他所からの移転について語られることはない。つまりこの付近は古くから御津と呼ばれていたとするのである。④

明治十四年八月には大阪市内には四区三十七連合の行政単位が施行されるのであるが、この時現在の心斎橋筋、三津寺町、八幡町等は御津連合と称せられ、この地が御津であることを遺称したものらしい。さらに三津寺町の北には東本願寺津村別院があり、その付近は津村と通称されること、南には港町あるいは難波という地名が存在すること、また貞享四年（一六八七）板『新撰増補大坂大絵図』⑤には三津寺の西に「下難波領」、「上難波津領」の記載があること等から、この付近が御津あるいは難波津と呼ばれてきた場所であることの推定を導けうものと思いたい。

③推古十六年六月壬寅朔丙辰（十五日）紀に「客等泊于難波津。是日。以飾船卅艘。迎客于江口。安置新館。」

第5図 「実測図」字江之口および字楼河岸付近



また舒明四年辛亥朔甲寅（四日）紀に「唐国使人高表仁等。泊_二于難波津_一。則遣_二大伴連馬養_一。迎_二於江口_一。船卅二艘及鼓吹旗幟。皆具整飾。（中略）於是。令_二難波吉士小槻・大河内直矢伏。為_二導者_一。到_二于館_一。」とあり、これらの記事から、蕃客の難波における経路は難波津↓江口↓館であると解される。すなわち江口に至る前に難波津があるとしなければならぬ。この場合江口の地を東淀川区江口町に比定しようとする通説は、難波の地は上町台地を中心とするものであるという位置関係から、また江口は『続日本紀』天平宝字三年十二月条および同六年四月条に「難波江口」と記されること、さらにはここにいる館（客館）が難波にあったこと等から考えても成立し難いようである。筆者は地理局図籍課発行の『明治十九年大阪実測図』（五千分之二、以下『実測図』と略記）において堂島川の玉江橋の北に「字江之口」と記載のある場所（第五図）に比定し得ないかと考える。この位置はほぼ天満砂堆の西南部に相当し、後述する堀江の入口にあたる。館の位置を明確にできれば難波津、江口および館の位置関係が判明するのであるが、今、大阪市立教育青少年センター建設用地内の発掘調査で発見され

た集落跡を難波館跡かとする見解に従うかあるいは法円坂町の難波宮跡に客館があるものと推定し、「字江ノ口」を以て難波江口にあってようと試みる限りにおいて難波津を先に見た三津寺付近に求めようとすることは強ち無理な解釈ではないように考えたい。

（二）堀江周辺

仁徳記・紀にその由来をみる難波堀江は宮北の郊原すなわち高津宮の北を堀って南水を西海に引くことを目的としている。この堀江にも舟運のあったことは『万葉集』の例えば「堀江こぐなる松浦船」（二一四三）あるいは「防人の堀江こぎ出る伊豆手舟」（四三三六）という表現から知られる。

この堀江の位置について大川（天満川）に擬するのが通説であり、山根徳太郎氏も現在の大阪城の城南から城西の二の丸濠渠を含めて、それより西北流して今日の天満橋付近で東北から流れ込む淀川の本流と合流して西海に流入するまでの大川の流れをも含めて堀江と呼んでいたものとする見解を示している^⑧。筆者も以下に挙げる理由から堀江を大川にあてるのが妥当であると考える。

仁徳記に「浜於_二堀江_一。随_二河而上_一幸山代。」とあって

堀江と河（淀川）が続いていることから大川を堀江とみなす一つの理由とすることができる。また天坊幸彦氏をはじめとする先学によってしばしば引かれる次のA・Bの史料からも堀江の位置を推定することが可能である。

(A) 東大寺諸莊文書并絵図等目録^②

(前略)

合

一 摂津国

水成瀬庄(下略)

猪名庄(下略)

長渚庄

新羅江庄

民部省符一通四至^①東安曇江^②南堀江^③西百姓家^④北松原^⑤地四町

天平勝宝二年四月十二日、奥八枚 買券

并牒状等官符一通 二枚延暦二年六月十七日

(後略)

(B) 太政官牒

旧表題「新羅江庄券」延暦二年^⑥官符二枚

□太
政官

寺家莊地壹区地玖段□

板倉式宇 一長二丈一丈八尺 一丈七尺 一丈五尺

甲倉壹宇 一長一丈六尺三寸 一丈六尺

檜皮葺五間板敷東屋壹宇 一長四丈五寸 一丈四尺

草葺九間東屋壹宇 一長六丈五寸 一丈五尺 一丈五尺

草葺九間東屋壹宇 一長六丈四尺六寸 一丈六尺 一丈六尺

右在摂津国西成郡江北 今置駅家

勅旨莊壹区地壹町伍段

板倉式宇 一長三丈四尺 一丈八尺 一丈二尺 一丈五尺

甲倉壹宇 一長一丈八尺 一丈五尺 一丈五尺

五間東屋壹宇 一長三丈七尺 一丈二尺 一丈五尺七寸

右在同国東生郡江南 今入寺家

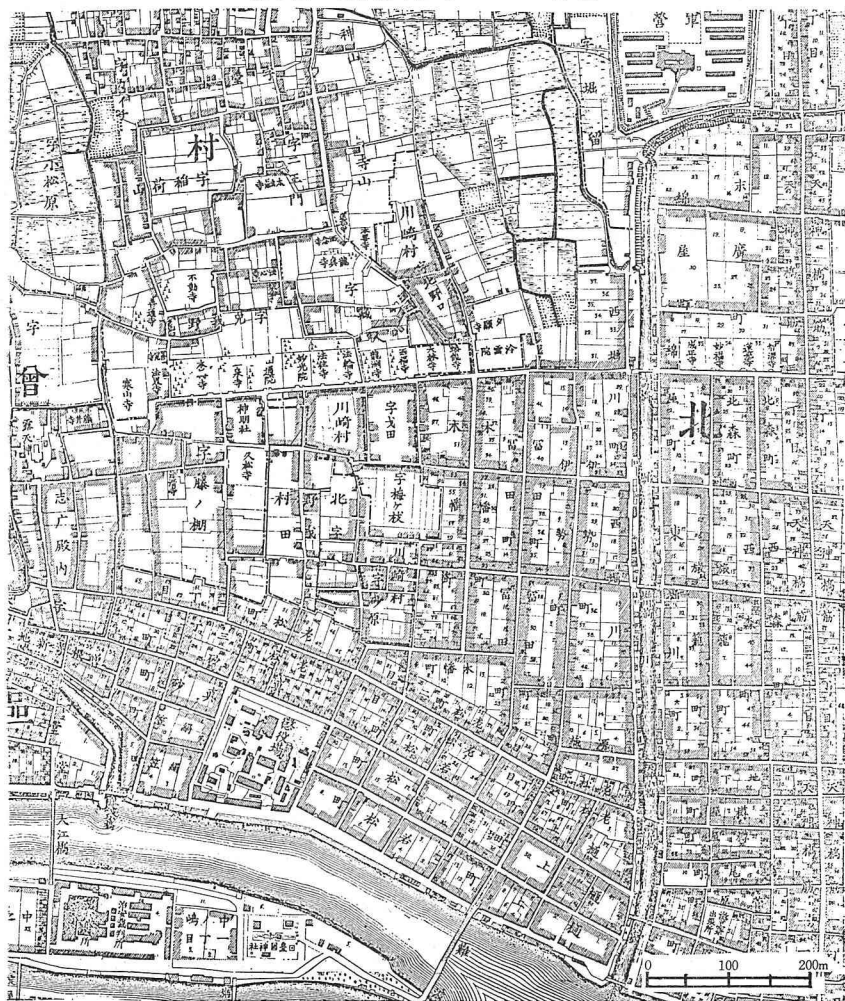
牒、被大納言正三位藤原朝臣是公宣傳、奉勅、郵駅之設、事取穩便、上伴寺莊、実其便地、宜用勅旨莊、相換処置者、三綱知状、依件施行、今以状牒、牒至准状、故牒

延暦二年六月十七日 正六位上行左少史 衣枳首「広浪」

牒

從三位行左大弁兼皇后宮大夫大和守佐伯「今毛人」

第6図 「実測図」字アドエ付近



史料（A）の新羅江庄四至から堀江は安曇江の南西あたりに存在するとしなければならない。前掲『実測図』において太融寺の東に「字アドエ」の記入（第六図）があり、安曇江をアドエと称することは安曇川をアドガワと呼ぶ例から推してさほど不自然ではなくアズミエと訓まなければならない限り、単に小字名にその根拠を求めるのみではあるが、現在の北区野崎町付近に安曇江を比定できないだろう

か。この地は既に触れた如く、『条件図』の砂堆の部分にあたり、標高三〜四mに位置する。この場合安曇江が字義通りに江沼の地であったとは考え難く『続日本紀』天平十六年二月丙辰条にも「幸_二安曇江_一遊覽松林_二」とあり江沼の地であることを示してはいない。史料Bは新羅庄が西成郡に所在すること、およびその地に駅家を置くために東生郡の勅旨庄の地を換地として寺家に与えることを示している。また江北および江南という記載は『万葉集』の堀江を詠んだ歌のことば書きに「江の水」(四三九六)、「江の辺」(四四六〇)と記されていることから「堀江の北」「堀江の南」と解され、堀江は東生郡から西成郡にかけて東西方向に存在するものと考えられる。東生郡と西成郡の郡境を発掘によって明らかにされた難波宮中軸線の延長とし、安曇江を地名から上述の地と仮定すれば堀江は少なくとも大川から堂島川、土佐堀川の一部をも含む範囲とする以外には、他に地形的条件からそれを比定する地は見出し難いのである。『実測図』では、堂島川の北に旧流路を襲ったと思われる町割がみられるが、これは現存する大阪付近の地図では最古のものとされる『大阪三郷町絵図』(推定承応・万治

(大阪市立博物館保管)^⑤を見ればこの部分が明らかに天満川に連続する旧本流であることが読みとれる。つまり前掲の史料という堀江は現在の難波橋付近から北に曲折していた場合も想定される。以上のように「字アドエ」を基準としてその西に駅の置かれた新羅江庄を配し、大川(天満川)を中心とする流路に堀江を求めると、堀江は上町台地の北への傾斜面上に堆積された沖積層を東西方向に掘鑿したものでなければならぬ。

以上の地名の比定は小字名「アドエ」の位置を手がかりとしたものであり、一つの候補地をあげるとどまるものである。田中卓氏は堀江を今の堀江町、従って今の長堀川とし、新羅江を西区新町南通、西長堀北通のあたりに求め、その理由として西長堀北通に白髪橋があり古くこの地を「白洲崎」といったこと、『撰津名所図会大成』に「白洲崎・実は新羅が岬なり……」とあることを挙げる。^⑥天坊氏の場合も『難波古図』に記入のある新羅州は白髪町という町名から名付けられたものとし新羅江庄をこの地に比定している。^⑦最近の滝川政次郎氏と山根氏の説は新羅江庄を天満川(大川)の北岸、谷町筋との交点付近に、安曇江をそ

の東の川崎付近に求めている。

また、最初に触れた『江家次第』斎王帰京次第の第七日目の行事は次のように記される。

解纜向^{旧三月有三所}禊所^{禊近代同日行之}三津浜^下禊。擬^{各御}住吉。三津浜禊。安曇口禊。卜部毎^給度禊^{衣御}。更^給婦^{衣御}。大江御厨儲所^給。国司祿。三津寺諷誦。^{總五十屯供給國司設之下}

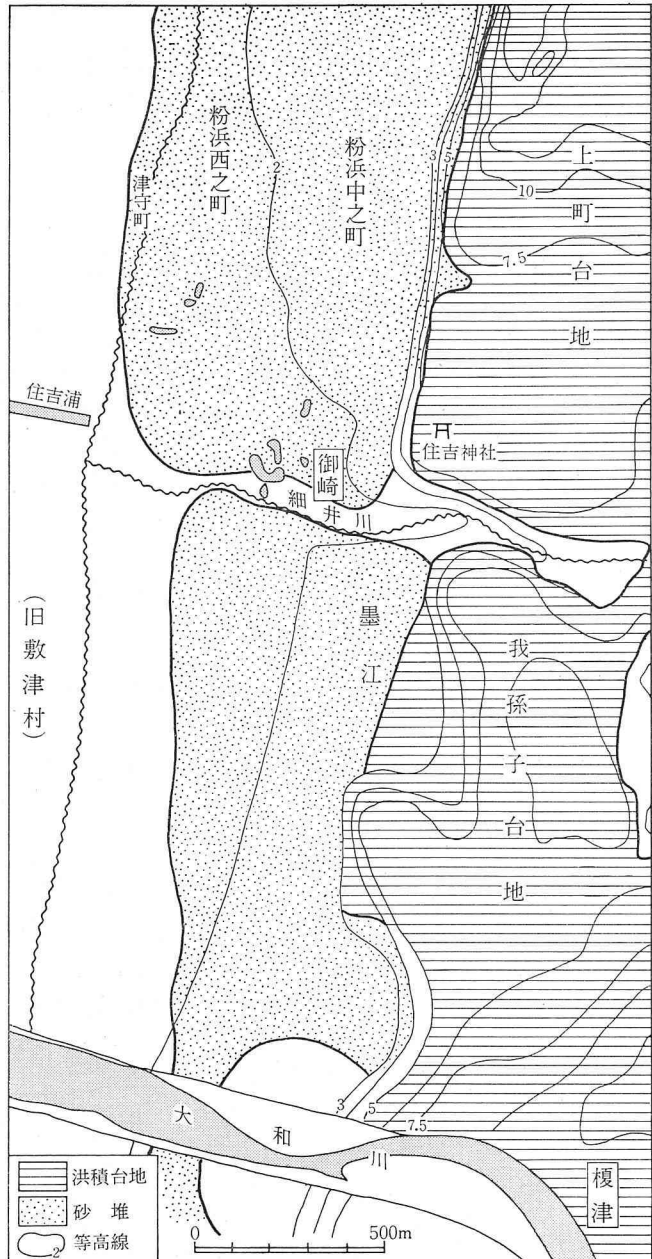
ここにいう三津浜、三津寺については先に記したように天満川河岸の八軒家付近とする山根説と南区三津寺周辺とする天坊、滝川説があり、筆者も後者の説をとることは上述べたところである。ところがここにみる「大江御厨儲所」について滝川氏は次に記す『実隆卿高野紀行』の「大江殿」と同一と見なし天満橋の東、天満川の南岸に求め、天坊氏も「大江は堀江川の南岸を称し斎王の宿所たる大江殿のあった所」と述べるが、筆者は以下の理由から、大江殿の位置をより西方に求めたい。『実隆卿高野紀行』に「渡辺より舟にのりうつりて漕出る程に、能因法師が雲井に見ゆる生駒山もおもひ出され侍る。様の岸などいふもここを云也。大江殿の趾とてまことに今も松の緑に見え侍り」とあり大江殿はまた様の岸と称されたことが知られ

る。ここにおいても『実測図』の堂島川と土佐堀川の合流点よりわずかに北東の堂島川右岸に「字楼河岸」の記入を見出すことができる(第五図)。この位置は福島区福島町にあたるが、これを以って様の岸に比定し得ることは次の『信長公記』元亀元年九月十三日の条の記事からも推定できそうである。この条には「夜中にろうの岸川口両所の取出へ大坂より鉄砲を打入れ……」とあり、この川口を現在の西区川口町(堂島・土佐堀川合流点付近)を指すとすれば「字楼河岸」に近接するのである。滝川氏が様の岸を東生郡に求め、それ故、川口を北区川崎町とするよりは位置関係が理解されやすいとしなければならぬ。筆者は『江家次第』の記事との関連のために大江殿の位置の問題にまで言い及んだのであるが、この場合には先にみた奈良時代頃の汀線がさらに西進していたこと等の自然的条件について、さらに検討を加える必要を認めねばならない。

(三) 住吉周辺

住吉の港もまた三津と呼ばれたことは『万葉集』に「住吉の三津」(四二四五)としてみえる。仁徳記には「定墨江之津」とあり雄略紀十四年春正月の条には「身狭村主青等、

第7図 住吉神社付近の地形(地形分類は土地条件図による)



共_ニ呉国使_一、将_ニ呉所献手末才伎、漢織・呉織及衣縫兄媛・弟媛等、泊_ニ於住吉津_一。」とある。この住吉(墨江)津あるいは三津の位置については以下の理由から住吉神社の西南方、細井川付近に求めうるものとした。

『条件図』は住吉神社西南方で東西に走る谷状の地形で、もって砂堆層が南北に分断されていることを示す(第七図)。この谷状の地形は台地の侵蝕谷であり、細井川はこの谷に集まる水を集め住吉浦から大阪湾に注ぐ。この細井川を境

として北側の台地部（上町台地）は南西方向に、南側の台地部（我孫子台地）は北西方向に谷に向って傾斜をもつことが地形図の等高線の走向からも知られるが、筆者もハンズレベルで細井川から住吉神社に対して約三度、また細井川から南の墨江町付近に向って約三・五度の傾斜のあることを確認した。この傾斜は細井川の谷筋をNNE↘SSW方向に走る地質構造線を軸とする蝶番い状断層の結果だとされ筆者もこの付近を踏査した時、万代東町付近でN25度E方向の落ちこみに水が湧出しているのを観察した。この細井川の谷の海浜部（現在の河幅7m50cm、住吉神社南方新墨江橋付近）が古代において湾入状の地形を示し、船着場としての条件を具えていたものと想定される。また、『万葉集』にみる「住吉の粉浜」（九九七）を遺称とする現在の粉浜町も砂堆上にのり、当時の汀線はここでも砂堆西縁部に求めることができる。加えて『大阪市住吉区長狭町地籍図』^⑥（年代不詳）には住吉神社の西に「御崎」という小字名が記されている（第七図）。この位置は細井川の谷に臨み、かつ住吉神社に近接して先の想定から考えて港津地に由来するものと推定される。

『万葉集』「住吉の敷津の浦」（三〇七）とある敷津は住吉近傍の旧敷津村をもってその遺称と考えられるが、旧敷津村は現在の住吉区北加賀屋町から南加賀屋町、北島町一帯の地で十八世紀～十九世紀に開拓された新田地帯を占め、もとよりその地に古代の港津を求めるべきではない。その具体的位置を示す地名等の資料は得られないが敷津という港も旧敷津村より東の砂堆西縁部に位置したものと見なさなければならぬ。しかし敷津神社は現在の上住吉町字四本松にあり、この位置は住吉神社の東方、細井川の右岸にあり、旧敷津村と隔っていて敷津の遺址については尚検討の余地が残される。

『万葉集』「住吉の得名津」（二八三）に関連する地名遺称としては『東成郡墨江村全図』（明治三五年）^⑦に「字榎津」とある。その地は今日の遠里小野町の大和川右岸にあたり台地西方部に位置する（第七図）。この他榎津（得名津）比定の材料として次のものがある。

(イ)『墨江村誌』^⑧によれば遠里小野字瓜野にある極楽寺の本尊毘沙門天は旧榎津庄榎津寺に安置されていたもので、その旧寺址は小字榎津二百四番地現今堂跡という所である

とする。

(口)堺の開口神社文書の康永二年十一月十日の畠地売渡状に「合老段半者皇子北在撰津国住吉郡朴津郷之内」とあってこの皇子は堺王子社とされる。

(イ)堺常楽寺の寺記に其寺地を榎津郷とする。

(ニ)浅香山近傍稻荷社付近から「榎津橋」と刻した四尺許の苔石を発見したという。

以上の資料から榎津と称される地は遠里小野から堺市北部にわたる範囲を示している。『和名抄』には「住吉郡榎津郷」とあり、上に挙げた部分に相当するものと考えられる。榎津(得名津)と呼ばれた港は他の港津群と同様ここでも遠里小野周辺の砂堆上に存在したと推定される。『住吉大社神代記』^⑩には神社の四至を二箇所に記しているが、そのうちの一つは「限東駅路 限南朴津水門 限西海棹及限 限北住道郷」として住吉神社の南に朴津水門があることが知られ、上の推定に適うものである。

二 五泊の位置

延喜十四年の三善清行『意見封事十二箇条』^⑪にある河尻、

大輪田、魚住、韓、榎生^{（まきう）}のいわゆる五泊のうち榎生泊を除く他の位置についてその比定を試みる。榎生泊は今日の室津港(兵庫県揖保郡御津町室津)にあたることは確実であるので、ことさらに榎生泊について叙述することはさけたいと思う。^⑫

五泊について喜田貞吉氏は「川尻を以て出発点とする平安朝時代の五泊の制が行基の時に成れりや否やについて疑なきにあらざるなり。(中略)川尻が特に重要な津泊となりしものは三国川が淀川の本流となり、舟行常にこれによるに至りし後の事ならざるべからず」と述べる。^⑬すなわち『続日本紀』延暦四年正月庚戌(十四日)条に「遣使掘撰津国神下、梓江、鰻生野、通于三国川」とあるように三国川(神崎川)と淀川が連結された後に河尻の港が意味を有するのであって、五泊が「此皆行基菩薩計程所建置也」とするのは疑しいというのが喜田氏の見解である。確かに河尻の港は神崎川、淀川を経て山崎あるいは与等津(淀)と結ばれるべきものであるが、『万葉集』には「猪名の湊」(二一八九、「大和田の浜」(二〇六七)、「名寸隅の船瀬」(九三五、九三七)あるいは「室の浦」(三二六四)の名が知られること、また筆者は現地調査で魚住泊や韓泊に行基伝

承があることを聞くに及び、これらの泊の成立を平安期以降に限定する積極的な証拠はないとしなければならない。

(一) 河 尻

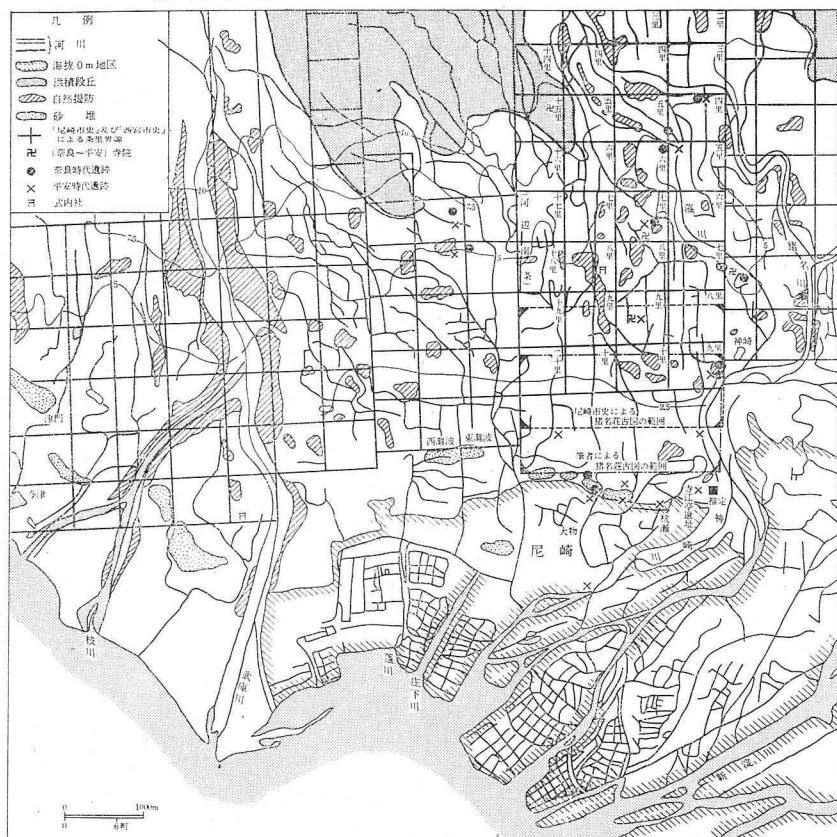
河尻の港については『高倉院殿島御幸記』に「(治承四年三月十六日)かくて御舟出してこち風をおひて下らせ給ふ。

さるの時に川じりのてら江といふ所につかせ給ふ。邦綱の大納言御所つくりて御まうけ心をつくして御舟なからにさし入れてつりどのよりおりさせ給ふ」とあり、また『山槐記』にも「今日可着御河尻寺所也。前大納言邦綱卿山莊在件所。」と記され五条前権大納言藤原邦綱の山莊が河尻寺江(所)にあったことが知られ、建久七年六月三日の官符に「河尻一洲者、洪濤漫々、万里無崖、広瀉浩々、四面受風、(後略)」とあり河尻には一洲と呼ばれる地名があったことが知られる。つまり遺称地名から河尻の港を比定するには、「河尻」、「寺江」あるいは「一洲」という地名に注目しなければならない。筆者はこれらの地名を検出すべく尼崎市役所および、大阪市役所区画整理課土地明示係所蔵の神崎川河口部の地籍図で小字名を検討したが上記地名を見出すには至らなかった。而るに吉井良秀氏は上述

の寺江山莊の位置を地名伝承によって次の如く尼崎市今福付近に比定するのであって河尻の港を位置づける一つの手がかりとなる。^⑧

氏によると、神崎川と左門殿川との分岐点付近から上手数十間の辺に大小無數の石が沈没していて、古老の話では石のある場所をテンシヨの跡と言ひ、北方の河浜一帯はゴジヨウダイ浜と呼ばれ、この石を家に持ち帰ればその家は必らず禍つて疫を患うことを言い伝え、また古昔、京都より公卿たちが御座船に召して常に往復のあったことをも伝えているという。吉井氏はこのテンシヨを殿舎の、ゴジヨウダイ浜を五条殿浜の遺称と見なし、五条大納言邦綱の寺江山莊址をこの地に求める。この寺江山莊はまた、治承四年六月安徳天皇が福原遷都の際に駐泊し、同年十一月の還都にもここに立ち寄っているが故に、兵庫県は「安徳天皇行在所寺江亭伝説地」として指定史跡とし、左門殿川右岸今福の塩野義製薬敷地北東隅にその旨を刻む碑が立てられている(第八図)。その位置について『兵庫県史蹟名勝天然記念物調査報告書(第十六巻)』は「今回擬定されたる遺跡即ち今福付近なりと考へられて略失当に非ざるを考慮せずんばあ

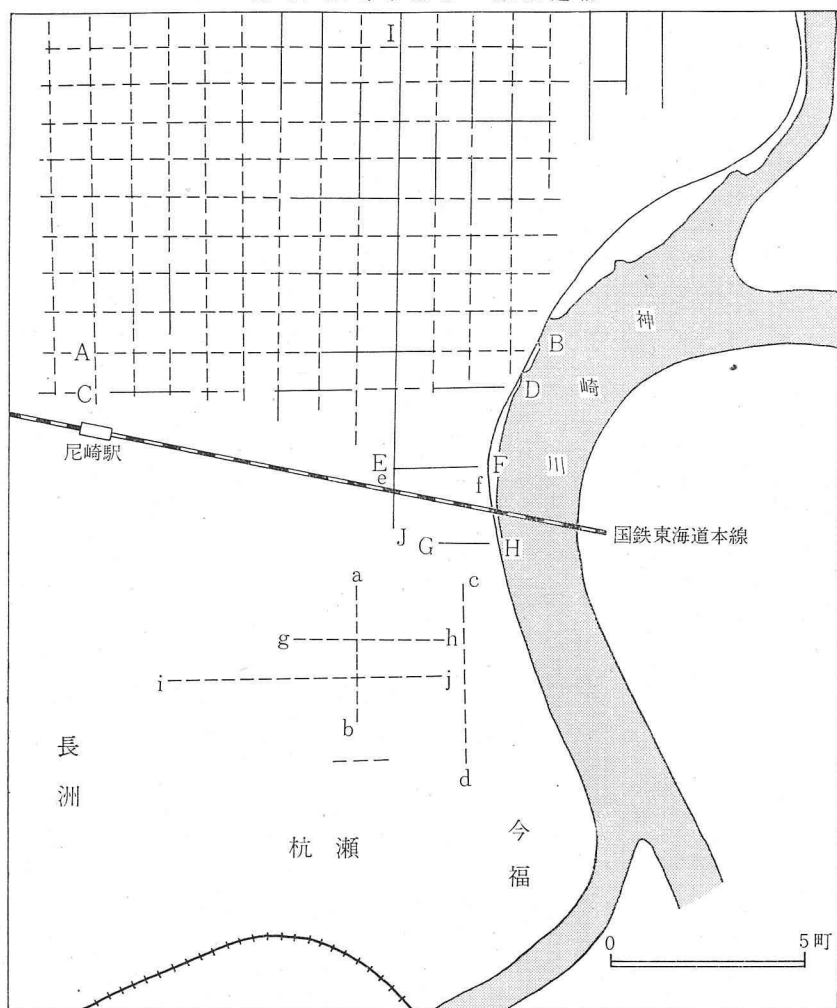
第8図 尼崎付近の地形と条里（地形分類は土地条件図による）



らざるなり」として吉井説を支持しているのである。以下筆者は今福周辺の地が地形的に河尻の港としてあり得たか否かについて若干の吟味を試みておきたい。

この付近の条里地割復原に、しばしば援用されるのは『東大寺領猪名庄絵図』であることは周知のところである。この絵図の現地比定については長年の研究史が積まれてきたが、最近では『尼崎市史』^⑤（以下『市史』と略記）に最新の見解が発表されている。筆者は、この絵図が写本ではあるが仮に正しく比定されるならば天平勝宝八年頃の海岸線が、絵図の下に書かれている「杭瀬浜 南海 長渚浜 大物浜」の部分等から概ね推定でき、さらに寺江亭址の位置の問題にも言及できるのではないかという想定の下に尼崎市役所所蔵の地籍図、

第9図 尼崎市南部の条里遺構



および部分的ではあるが字名を記入する国土地理院発行の一万分の一地形図を検討し、以下に述べる如く従来の比定よりも一里南に下げるべきではないかと憶う。

(イ)『市史』付図の条里図の条里界線の設定は筆者も残存する坪名の配置から考えて誤りのないものと確認する(第八図)。

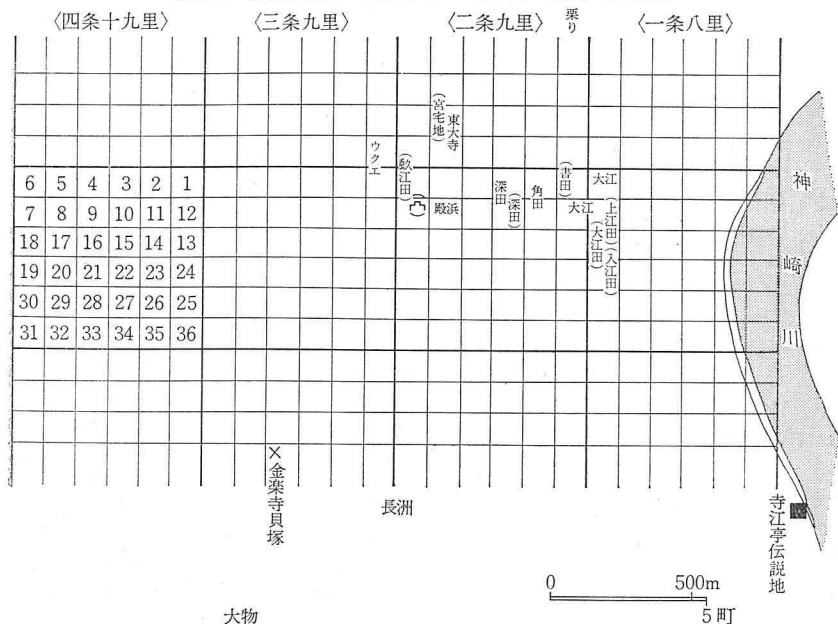
(ロ)『市史』付図では第九図A—B線をもつて復原し得る条里界線の南限とするが、尼崎市役所発行の三千分の

一地図で坪界線を追跡すると、その一町南のC—D線までは明らかに連続的な東西方向の坪界線を復原することができる。それより以南では工場敷地、宅地等のために連続的な坪界線をたどる事は困難であるが、C—D線より南二町および南四町の位置にE—F線、G—H線（西川と常光寺の境界線）を求めることができる。他方、南北方向のI—J線はA—B線との交点より以南約四・五町にまで連続してたどることができる。大字浜に「十二」という字名（第九図E点より西二町の位置）があるが、これは『市史』付図の条里線を延長し、推定坪界線をも伸すと一里内の十二坪の位置にあてはまり、上の諸線も条里の坪界線と見なされ、かつこの付近の条里は北から連続しているのではないかと推定される。つまり三千分の一地形図では常光寺北辺まで条里の南限を確認することができる。それより南の常光寺・今福付近には坪名が遺存せず、かつ明治年間之地籍図は計測にたえないので、二万分の一仮製地形図で同様に坪界線の復原を試みると第九図に示す様に、北から南北方向の条里坪界線を南に延長させると今福西側のa—bおよびc—dの水路および道路に連続し、東西方向の坪界線ではe—

f線（E—F線に相当）以南五町にg—h線が、さらに南一町に、i—j線が位置する。これら二万分の一仮製地形図における計測上の誤差の問題は残るとしても、水路および道路の直交状の走向から考え、三千分の一地形図における計測結果および大字浜の字「十二」の位置をも考慮すれば条里地割は『市史』付図に言うよりはなお南方、今福付近まで見られるのではないかと推定される。

(イ)『市史』付図に示される二条十里の里を界する北の界線および東の界線の交点を北東隅とする、『市史』付図では二条十里一坪および十二坪が形づくる長方形の部分が、大字次屋の「栗り」なる字に正しくあてはまる（第十図）。この「栗り」の読みは『尼崎市町名大字小字名調査』（土木総務課地政係、昭和三八年）に従うと「クリ」である。つまり条里界線に接しかつ一ノ坪が含まれる位置に「クリ」とよまれるべき字名が残存するのはその位置が「九里一ノ坪」と称されたためではないかと考えられる。このような解釈が許されるならば、『市史』付図二条十里の位置に、筆者はむしろ絵図二条九里をもってくる可能性があるのではないかと思う。

第10図 猪名庄絵図の地名(カッコで示す)と小字名の比較



(二) 以上のような前提の下で「栗り」の含まれる里に絵図二条九里をあてはめてみると(第九図)、絵図二条十里十坪に記載のある「深田」の位置が大字潮江字深田内におさまり、絵図一条九里十八坪の大江田の部分が大字浜字大江に北接するのである。さらに絵図二条九里廿九坪宮宅地の部分が大字潮江字東大寺に合致する。「宮宅地」を「ミヤケ地」と解するならば、天平勝宝八年東大寺に勅施入される以前ミヤケの地であったとするか、あるいはミヤケが東大寺の庄所を意味することのある場合を考慮に入れば「宮宅地」が「東大寺」なる字と一致するのは暗示的である。また絵図二条十里七坪に描かれる凸印が何を意味するのか全く不明であるけれども、例えば東大寺に関係のある仏殿、あるいは猪名庄を管理する人物の居宅地であるとすればその位置が大字潮江字殿浜に相当し、絵図二条十里一坪の「書田」の読みも不明ながらもその位置は大字浜字角田(前掲小字名調査によればカクダ)に西接し、絵図二条十里六坪の「歿江田」がいかなる文字であるか判然としないがその位置が大字潮江字ウクエに相当し絵図記載の坪固有名が現在の字名と無関係ではなさそうであることを示唆するのである。

(4) 地形的にはどうか。以上のように絵図を比定すると、絵図一条九里七坪上江田、同条同里十八坪大江田および同条同里十九坪入江田といった江地名にあたる地域が『条件図』の1mの凹地を示す部分と一致し、おそらくは江沼の地に開かれた耕地であることを思わせるのである。

以上筆者は(イ)の理由で従来の比定よりも一里南にずらして比定することが可能ではないかと考えた^⑤。

叙上のような絵図比定を試みると猪名庄域の東端部は現在の神崎川の流路内に入るが、二万分の一仮製地形図でみる限り右岸に条里状地割が残存し、左岸の地条が乱れているのであって神崎川は今よりも東方に流路をとっていたことは考えられないことでない。

このようにして比定された猪名庄域の南端と、寺江亭伝説地とはほぼ一致し、さらにその西にある奈良時代から鎌倉時代にかけての遺物を出土する金楽寺貝塚の位置とも合致し絵図に「南海」と記されるのも首肯できるのである。『条件図』はこの付近にも砂堆を描いているが(第八図)絵図の南端を以て奈良時代の海岸線とする絵図の「長渚浜」の長渚はこの砂堆を示すものと推定される。この砂堆の南を

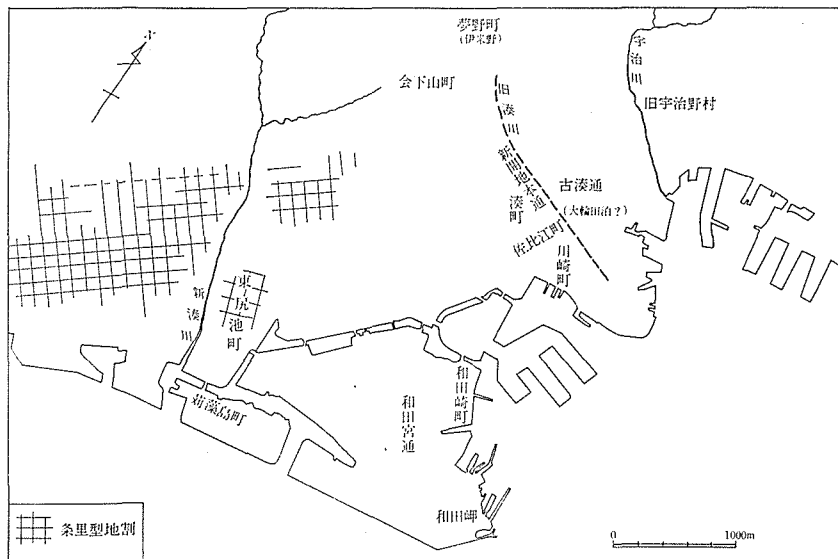
現在の○mの等高線が走るがこの付近をもって奈良時代の海岸線と考えられ、三国川河口部にあった河尻の港が文献で知られるのは平安時代のことであるが、当時においても寺江亭伝説の地のある今福付近が河口部にあり得たことは以上の絵図の比定をもって推考するところである。

(二) 大輪田泊

大輪田泊の位置比定については筆者は有効な証拠を得ていないのでここでは若干の見通しについて触れるにとどめたい。

喜田貞吉氏は、現在神戸市新開地本通にあたる旧湊川は、古代には和田岬の方向に流路をとったと考えられ、大輪田泊はその河口部にあったとし、東尻池に字和田、字船所があるがその付近に大輪田泊があったとする見解を発表している^⑥(第十一図)。大和田泊が河口にあったことは『続日本後紀』承和三年五月丙辰条に「斯時入唐使船寄宿撰津国輪田泊。遣看督近衛一人於船処。河水汎溢不得通行。」(後略)とあって恐らくこの河が湊川を指すことは喜田氏の説くところである。氏の流路を西方の和田岬方面に求めようとする理由は和田岬を頂点とする三角状の地域は砂洲お

第11図 大輪田泊址想定図



よび湊川の運ぶ土砂からなるものでその面積が新開地本通の南方にある川崎町付近のデルタより大であるから、従来は湊川は西方に流れ室町頃から新開地本通（旧湊川）の流路をとったものであるとする。しかしこの和田岬を有する三角状の地は『土地条件調査報告書』によると、刈藻付近の一部を除いて盛土は四〇～七〇cm以下で、その下に海成細砂層が確認されたことを報告し、デルタ堆積物とみる必要はない。喜田説は和田岬、和田崎、和田新田、和田宮社等の和田地名の存在する地を大輪田泊の故地に由来するものとする。しかし『行基年譜』⑤には「行年六十三歳（中略）船息院 二月廿五日起 尼院 已上二院同国菟原郡宇治郷」とあり、さらに「行年七十四歳（中略）大輪田船息 在撰津国菟原郡宇治」の記事があり五泊が「行基菩薩計程所」建置「也」ならば大和田船息を大輪田泊と同一と解して差支えあるまい。この場合宇治郷の範囲が問題となる。

『和名抄』では宇治郷が八田郡郡にあるものとされるが、『法隆寺伽藍縁起并流記資材帳』⑥（天平十九年）には「合池陸塘（中略）撰津国菟原郡宇治郷一塘」また、「撰津国雄伴郡宇治郷宇奈五岳耆地 東限弥奈刀川 南限凡河内寺山 北

限伊米野」ともあり宇治郷は菟原、雄伴両郡に属している。雄伴郡という郡名は淳和天皇の諱名雄伴と同じであるためそれを避け八田部郡と改められたとされる。^⑨ いずれにしても法隆寺資財帳に関する限り宇治郷は二郡にまたがり、『行基年譜』の記事による限り大輪田船息は菟原郡の宇治郷に存在したことになる。法隆寺資財帳にいう宇奈五岳は東を弥奈刀川（湊川）、北を伊米野（夢野）で限ることから今日の会下山にあたることは喜田氏の説かれるところである。つまり会下山を中心とする湊川・夢野付近は確実に雄伴郡（八田部郡）宇治郷とみられる。仮に、湊川を以って八田部郡と菟原郡の郡境とし、^⑩ 湊川以東に旧宇治野村、宇治川がありその地が菟原郡宇治郷を踏襲するものと仮定すれば大輪田船息つまり大輪田泊は湊川（現在の新開地通）の河口部付近に比定すべきものとしたい。^⑪ この付近には生田区古湊通、兵庫区湊町という地名をみるがこれのみをもって確証とするには足らない。^⑫

（三）魚 住 泊

魚住泊の位置については『地名辞書』^⑬が「今の魚住村の東なる江井島を船瀬の築島趾とす」と述べる。筆者は明石

第12図 魚 住 泊 伝 承 地



市江井島にある漁業協同組合でこの事について聞きとりしたところ、今なお、江井島港の突堤に「しようにんさんのは」と呼ばれるものがあり、また潮が引いたときには海岸

近くに築堤に使ったと思われる石が多数見られ、その中でも大きな石は「馬石」と称せられると言うのである。筆者は一〇m程度の長さの「しようにんさんのはと」（現在はコンクリートで固められている）および海面に突出する方一mばかりの「馬石」を確認することができた（第十二図）。「しようにんのはと」という呼び名は恐らく建久七年（一一九六）に重源上人が魚住泊・大輪田泊・河尻一洲の修築を上奏していることに由来するものであろう。江井島にある長楽寺は行基開基と伝わることも示唆的である。加えて次の事からこの地を魚住泊であることが推測される。

『住吉大社神代記』は住吉神社の子神として魚次神を挙げかつ「一明石郡魚次浜一処 東限大久保尻限 南限海棹及際 西限歌見江尻限 北限大路」と記し住吉神社（撰津）が現在明石市中尾にある住吉神社にあてられる魚次神の地を中心として明石市大久保付近から二見（歌見）付近に至る地を領地化していったことが知られるが、この地を魚次

浜と称していることから考え、その東端にあたる江井島に魚住泊を比定することが可能であろう。

以上の如く比定されるべき魚住泊の位置は赤根川河口部より東に約一kmにあり、赤根川が洪積段丘（大久保台地）の間を流れて形成した谷底平野の先端部にあたる。

五泊相互間の距離については後に触れるが魚住泊より東には『万葉集』に「明石之湖」（二三三九）と詠まれた、また承和十二年（八四五）に淡路石屋浜との間に渡舟の制^⑨が施かれた明石浜を有する明石河口部の要津を控えながら、五泊が一日行程の距離をおいて設置されたにしても、港としては自然的条件が良好とは認めがたい単調な海岸線をもつ、洪積段丘がつくる海岸部に何故に泊を設けねばならなかったのだろうか。筆者はこれについて魚住泊が明石海峡を東西流する潮流に対する潮待ち港であったとみるのが適当と考える。明石海峡の潮流は一日に東流—西流—東流—西流の二サイクルで流向を変化させているが、流向が変化する時点では潮流は転流現象を起こしいわゆる潮だるみ（憩流）の状態を示す^⑩。東行する船は転流時ないし東流時を選ばねばならなかったし、逆に西行する船にとっては大輪田で潮

流の西流時を待ったものとしなければならない。

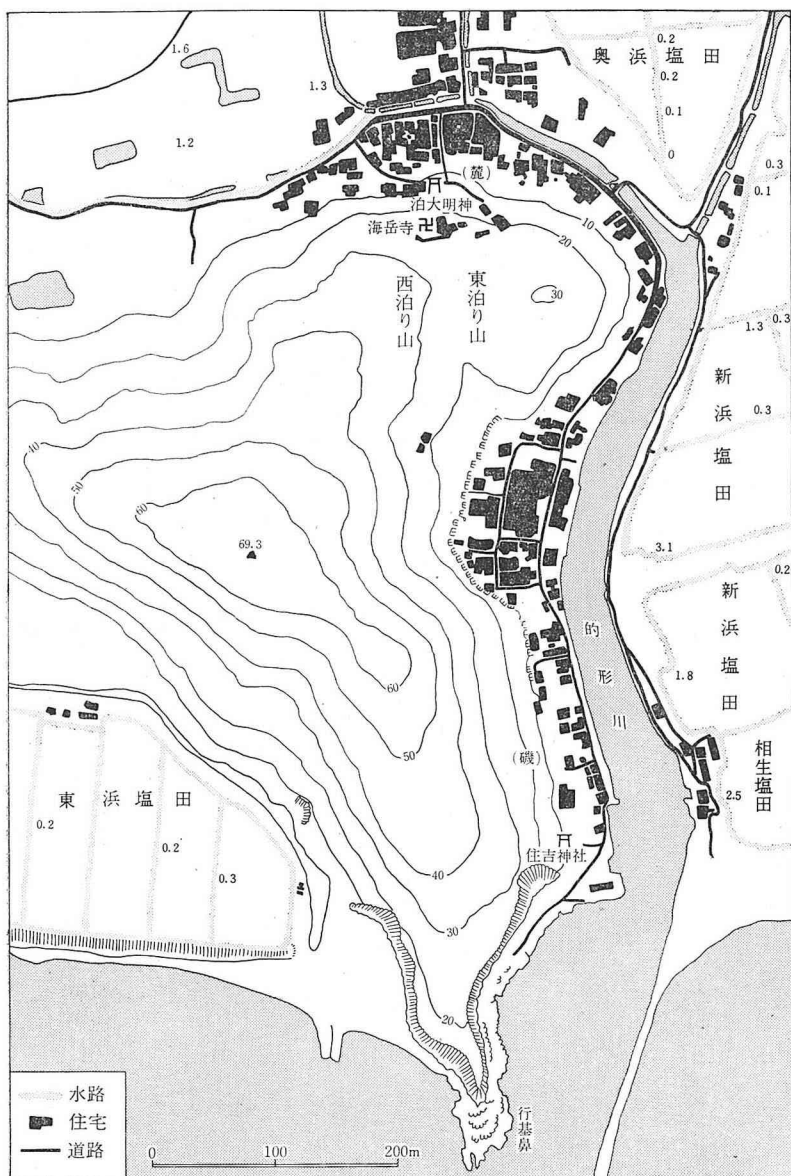
今一つ魚住泊では海岸侵蝕の問題がある。大久保台地の海岸部は東播海岸地域でも侵蝕の最も著しい場所であるが、この意味でも魚住泊が立地上優れているとは言えない。海浜部の後退量は昭和五年～二五年の実測によれば年平均〇・五～一・五mにもおよぶとされる⁽⁹⁾。魚住泊が史料の上で修築について記されるのは、この海岸侵蝕によるものとされる。天長九年(八三二)に播磨国に対して修造すべき太政官符が出され、貞観九年(八六七)にも僧賢和・賢養による修築がなされるのであって、五泊の名称を今日に伝える三善清行の『意見封事十二箇条』もこの魚住泊の修復を請うものに他ならないのである。前掲の文に続いて「而今公家唯修造輪田泊、長廢魚住泊。由是公私舟船、一日一夜之内、兼行自韓泊輪田泊。至于冬月風急、暗夜星稀、不知舳艫之前後。(中略)比泊天平年中所建立也。其後至于延暦之末、五十余年、人得其便。弘仁之代、風浪侵齧、石類沙漂」とあり、ここにいう「風浪侵齧、石類沙漂」こそ海岸侵蝕による魚住泊の荒廢の状態を表現したものと考えられる。こうした港湾立地の不利は中世に至っても数

度にわたる修築を不可避なものにしている⁽¹⁰⁾。

(四) 韓泊

韓泊について『狭衣物語⁽¹¹⁾』に「一、むしあけのせとへからどまりて成べし 備前名所歟」とあるが、五泊の韓泊を備前国虫明としては三善清行の記す舟船海行の程の順序と合致しなくなりもとより播磨に求めねばならない。関千氏は韓泊を加古川河口部とし、その依拠するところは『続日本紀』延暦八年十二月乙亥(八日)条の「播磨国美薮郡大領正六位下韓鍛首広富猷⁽¹²⁾、稻六万束於水見船瀬、授外從五位下」の記事、つまり韓鍛首が水見の船瀬に稻を献じているから、そこが韓泊であるとする。喜田貞吉氏もまた韓泊を加古川河口部高砂の付近としてそれが『播磨国風土記』飾磨郡韓室里にあたるのではないかと推定している⁽¹³⁾。しかしこの場合高砂辺は印南郡内に含まれ、飾磨郡韓室里にあてべき必然はない。他方『地名辞書』は「韓泊、福泊の旧名なるべし」とし、現在の姫路市東部の福泊を以て韓泊の遺址とする。しかしこれら諸説が尚充分な説得力を持っていない限り検討の余地は残されているようである。筆者は次に挙げる理由から韓泊を福泊の東方、姫路市的形に求

第13図 韓泊比定図



めうることについて述べてみたいと思う(第十三圖)。

(イ)的形字麓にある海岳寺は行基開基の伝承をもつこと。

(ロ)的形の南に突出する岬の先端が「字行基鼻」であること。

(ハ)行基が的形字地(麓の北方)の住民に製塩の指導をしたという伝承があること。

以上(イ)～(ハ)の行基伝承は積極的・的形の形を韓泊の故地とするものではないが、さらに次の二つの理由を挙げたい。

(ニ)天平十九年『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』に法隆寺の有していた山林岳嶋等二六地として播磨国印南郡飾磨郡内嶋林十六地のうちに「加良止麻利山」と記されるものがある。加良止麻利山は韓泊山であることは疑う余地がないとすればこの加良止麻利山を比定することによって韓泊の遺址を推定できる可能性があるとしなければならぬ。姫路市役所的形連絡所において地籍図を検討したところ、行基開基と伝える海岳寺の裏山が「字西泊り山」および「字東泊り山」であることが見出され、五泊が行基建置とされ、行基開基の伝承をもつ海岳寺の裏山である「泊り山」を加良止麻利山にあてうる可能性が大である。

(ホ)海岳寺の山門付近に、その来歴は明らかではないが泊大明神と称せられる小祠があること。

以上(イ)～(ホ)に記した如く、行基伝承―泊明神―泊山の関連性から韓泊の比定地として筆者は姫路市東部の的形付近(字麓)をあげることができると考える。海岳寺の東方一帯は現在塩田景観を呈するが、標高〇・二～〇・三mの地帯が大部分を占め、福泊の養泉寺住職龍古氏によればこの付近の塩田化は近世以降になされたものであると言う。それ以前においてに行基鼻以北が湾入部を形成し、海岳寺の石段下にあたりの字麓が泊であったと推定される。

以上五泊のうち榎生泊を除く他の泊の位置について若干の検討を試みたのであるが、各泊間の距離を測定すると河尻泊―大輪田泊が約二・二km、大輪田泊―魚住泊が約三・〇km、魚住泊―韓泊が約二・一km、韓泊―榎生泊が約二・二kmとなり、大輪田泊と魚住泊との距離が他に比して長いのは、潮流の速い明石海峡をはさむ故か、あるいは潮流による加速を加味してのことであるとすれば、他の場合は、二・一～二・二km間隔で位置し、泊の設置の計画性は実証されるのである。

三 古代地域における港津

種々の位置に立地する港津の中で、律令期の陸上交通の要地であった駅や政治中心の場であった郡家、国府あるいは帝都と結びついて、グレードの高い地域の形成に関与した港津の存在を直接的な史料の少ない古代においてその占めた位置等から想定できないであろうか。しかし小稿では早急な抽象化を敢につつしみ、若干の事例について逐一検討し、古代地域における港津の意味を探り今後の古代港津研究の見通しを得ておきたいと思う。

（事例1） 駅と港津——賀古駅と水見船瀬——

『延喜式』（卷二十八）兵部省には賀古駅における駅馬の数は四十疋とされ、山陽道はもとよりのこと、他の諸道に比してもその数は『延喜式』の記事に関する限り最大である。

一方、この付近にあったと考えられる港として応神十三年紀に「鹿子水門」、『万葉集』（二五三）に「可古の湊」という名がみえるほかに、前章韓泊の節で引用した『続日本紀』延暦八年十二月乙亥条に「播磨国美藝郡大領正六位下韓鍛首広富献・稻六万束於水見船瀬。授外従五位下。」および延

暦十年十一月壬戌（六日）条に「授播磨国人大初位下出雲臣人麻呂外従五位下。以献・稻於水見船瀬也。」とある「水見船瀬」の名が知られる。このうち鹿子水門の遺址については、『地名辞書』⁽¹⁰⁸⁾は加古川市稲屋の天津山福田寺の寺号、および稲屋が大津千軒と称せられることから、加古川左岸の稲屋付近に比定している（第十四図）。さらに稲屋の北東約八〇〇mの木村に泊明神があり、その南を泊川が流れ往時の港津の地を推定させるに有利な条件がそろっている。特に要津名を示すものと考えられる大津という名称を伝えることは、この稲屋付近に往時の河口港を想定する可能性を強くしている。『地名辞書』はさらに水見船瀬の地をも鹿子水門と同一と見做し稲屋付近に比定している。筆者は、この間の事情を検討するために加古川市役所で小字名を調べたところ、右岸の大国集落南方に「船瀬」なる地名があることを知った（第十四図）。この場合、水見船瀬という名称から考えて地名「船瀬」もまた考慮すべきものである。ここでも稲屋および船瀬の位置を検査するために地形的側面から考察を加えておきたい。

加古川三角州について稲見悦治氏は、旧分流域が六甲山

第14図 加古川河口部の地形および条里と古代港津推定地（地形分類は土地条件図による）



地を中心とする東高西低の傾動地塊運動の末端部にあたるため隆起軸に近い印南野側に分流はその西方の諸分流に順次截頭され、河筋の中心が西遷し右岸三角洲の陸化がおくれたことを報告している。(109) この観察は、国道以南が干陸化したのは近世以降であること、および現在でも右岸では海拔〇m以下の地域さえ見受けられるという『土地条件調査報告書』の見解ともまた谷岡武雄、山田安彦両氏によって作成された加古郡条坊の復原図ともよく照合する。加古川市

一万分の一地形図において条里地割の遺構を追跡した場合条里地割は左岸では二mの等高線付近にまで遺存状態が確認されるのに対し、右岸では五m線付近でその南限となる（第十四図）。以上のような条里遺構の分布から先述の稲屋、泊明神あるいは船瀬付近の位置についてみると、いずれの場合にも条里縁辺部にあり、条里地割の南限をもって仮に古代の旧汀線とみなしうるなら、両者とも条里施行期の港津であり得たとしなければならない。しかし三角州上における条里地割は河川の氾濫などによって乱される場合があることを考慮すると船瀬付近に機械的に旧汀線を推定することとは危険であろう。この付近についてより細部にわたって地割をみると、字船瀬は明らかに方一町の条里の坪に名づけられたものである。その西および南は条里地割とは明らかに対照的に乱れた地条を示し、加古川旧流路の氾濫原であると判断される。そしてそれより以南には条里地割を検出できないのは先述の通りであるが、『条件図』はこの付近に二条の旧流路を描く（第十四図）が、この旧流路の方向は非条里型地割の分布とよく合致することが知られる。『条件図』は左岸にも数条の旧流路を示しているが、この場合にも

条里地割が部分的に乱れていることは一万分の一地形図からも判読できるが全体として条里遺構は存在し、条里地割施行以後の旧流路とみるべきであろう。それに比して右岸の旧流路は条里地割を整然と切り、条里施行期の加古川の本流は現在のそれよりも西に曲流していたのではないかと考えたい。このような想定が許されれば、条里遺構の分布限界よりも南に描いている稲見氏の古代海岸線の位置まで汀線を下げたとしても、船瀬の位置が加古川河口部にあったものと考えられ、そこに港津を比定する地形的な根拠は必ずしも否定的ではない。以上のような考察においても、延暦年間の史料にみる水兒の船瀬と、鹿子水門（湊）がいかなる位置関係にあったかは決め難い。仮に水兒船瀬が加古郡にあったものとしたら右岸の『和名抄』印南郡大国郷の遺称地と考えるべき大国集落の近くに求めることは誤りであろう。『播磨国風土記』には「印南之大津江」を加古郡鴨波里の条に記していることは大津そのものが加古郡にありその前面に印南之大津江が横たわっていたものとすれば、叙上の地形的条件や稲屋の大津千軒の口碑と合致し、この大津が水兒船瀬であるならば美褒郡の大領等が稲を献じる

ことによって授位されるべき大津という名をもつ要津であった事情が理解しやすい。しかし『風土記』という印南之大津江は上述の加古川河口部右岸部を示すものと解するところが地形的に自然であり、船瀬の位置がこの大津江に臨む位置にあり得ること、名称の上で水児船瀬に通じることさらに水児船瀬が加古郡にあったとする積極的な証拠がない限り、この船瀬という字名の位置は水児船瀬の推定地の一つとしてなお検討するに耐えるものと考ええる。小稿ではとりあえず両者の場合について陸路との関係をみておきたい。

賀古駅の遺址は加古川市東部にある駅池とその南北にそれぞれある白鳳期のもつとされる大内・野口両廃寺付近と推定されている。⁽ⁱⁱⁱ⁾ この賀古駅推定地と稲屋の直線距離は約4kmとなり、船瀬との直線距離は約6kmとなる。しかし当時の山陽道は加古川右岸の三角洲未発達地を通過していたとは考えられず、大内集落に接して「大道」なる字名が存することから推しても、賀古駅付近から北折して日岡山麓付近から西に向ったとみられ、この場合には山陽道から船瀬までの距離は四〇〇m前後となりその近接性を知らのである。以上の如く、駅馬四十疋を備える駅と、稲を献

じることによって授位されるべき要津がほぼ近接して存在したことになる、水児船瀬をいずれに求めても陸路と港津の位置関係に密接なることを推定できる。つまり加古川河口部は水陸交通の交会点として結節機能を強く保持したものと想定されよう。『続日本紀』延暦八年の記事が示すように加古川上流部美薮川河谷を占めた美薮郡の大領がこの水児船瀬と関連があったと考えられ、加古川河口部の占める位置も背域としての加古川水系を無視して存在しないであろう。播磨国の中で加古川の流域面積は一七三〇km²を占め揖保川の八一〇km²、千種川の七五二km²、市川の五二七・六km²をしのいでいる。^(iv) 上述の如く明石川河口部の明石浜にも淡路国石屋浜と結ぶべく承和十二年(八四五)に渡舟の施設をおいているし、明石駅の駅馬三十疋を数えるが、流域面積わずか一二五・六km²の明石川の河口部と加古川河口部の結節地点の性格は異っていたとしなければならぬであろう。賀古駅や水児船瀬に加えて加古郡家の遺址を明らかにすることができれば、本地域における古代の結節点としての様相をより具体的に実証されるのであるが、今回の調査ではそれを把握するには至らなかった。

この他、駅と港津の関係については例えば南海道の加太駅は対岸の淡路島の由良駅に至るための渡津でもなければならぬ。和歌山市役所の加太町字図では「泊り谷」、「泊り谷東原」および「泊り谷西原」と字名が検出され、その位置が往時の港津址であることを推定させるが、加太駅の位置が判明せず他日の現地調査を俟ちたいと思う。

（事例2） 郡家と港津——住吉郡家と児島郡家——

郡家と港津の関連性については藤岡謙二郎氏による淡路国津名郡家の事例および足利健亮氏の宇治郡家の事例が報告されている。後者の場合水戸彰考館蔵『山城国山科郷古図』に記入されている「郡里」を宇治郡家にあて、それに南接する「大津里」が宇治川に臨む位置にあることから、郡家と港湾機能を示唆しようとするものである。以下筆者は摂津国住吉郡家と備前国児島郡家を取りあげ、港津との関連性について触れてみたい。

摂津国住吉郡家 住吉郡家の位置を推定させるものとして

『東成郡住吉村全図』⁽¹¹⁹⁾（年代不詳、第十五図）に「大領」「大領西池」および「大領東池」なる字名が注目される。⁽¹²⁰⁾「大領」は現在の住吉町、住吉神社の北東にほぼ接しており、「大

領西池」および「大領東池」はそれよりも北東約1km、現在の大領町の場所にある。住吉郡は『和名抄』によると五郷を管し、下郡であるが、職員令⁽¹²¹⁾では下郡の郡司として大領一人、少領一人、主帳一人とあるから住吉郡家推定に際して大領地名を援用することは差し支えない。また上町台地上にあり、明治十八年測量の仮製二万分の一地形図にも付近に水田を描いていないことから、この大領地名を大領に六町与えられた郡司職分田に由来するものとも考える必要はない。この場合に住吉郡家が「大領」付近であったのか、それとも「大領東池」・「大領西池」付近であったのが問題となる。郡家プラン復原そのものが小稿の目的ではないが、住吉神社をとりまくこの地の特性が形態の上に反映しているのではないかという前提に立つてプランの問題に触れておきたい。しかし以下の記述はあくまでも地図上での仮定であって詳細な現地調査や発掘調査で精確を期さねばならないことを断っておきたい。

上述の加古川河口部においてみたように大道地名は一般に古代官道を推定するのに用いられるものである。ところが第一五図にみられる大道地名はいささか特殊である。つ

第15図 住吉郡家推定図(東成郡住吉村全図)



まり南から北へ「口大道」、「大道」および「奥大道」という具合に口から奥へと通じる一定の限られた大道を意味するかのである。そのみでなく「口大道」に南接して諸寺の総門・南大門におかれるべき仁王像を想起させる「仁王前」なる字名とその西に水神・海神とされる「龍王」なる字名も見出され「門口」という字名をも参酌すればこの「口大道」が入口付近の大道ではなかったかと考えられるのである。つまり「奥大道」・「大道」・「口大道」を連ねるA—B—C線こそが、住吉郡家の中軸線とみなし得ないだろうか。この線はN 25度Eの方向をとるがA—C間を計測すると約八町である。またD—B、B—Eがそれぞれ約四町となる。またF—D線はA—C線にほぼ平行し、東のH—I線、E—J線も同じくA—C線と平行する。さらにE—J線はH—I線の延長上にあるとみなされる。またB—D線がその西方の方格状地割(「二ノ坪」なる字名から条里地割と考えられる)と方向を異にするがこの方向は先にあげた第七図の等高線の走向から判断して地形に由来するものではなく、B—D線を境界とする道路プランの種類の相違に基づくものと考えられる。以上のごとく特殊なる、かつ

整然と口↓奥を示唆する大道地名と大領地名に著目することによって住吉郡家が方八町のプランでもって設営されたのではないかという想定をいだかせる。このように想定されたプランの北端近くを十二・五mの等高線が走り、南端は五mの等高線よりもわずかに北に位置し、郡家全体は南に傾斜する台地面上に設営されたことになる。この面の傾斜は既述の上町台地の南西斜面に相当するが、中軸線A—CのN 25度Eの傾きも細井川の谷筋を横切るNNE—SSW方向の地質構造線の方向に一致するものと考えるのが自然であろう。⁽¹¹⁸⁾

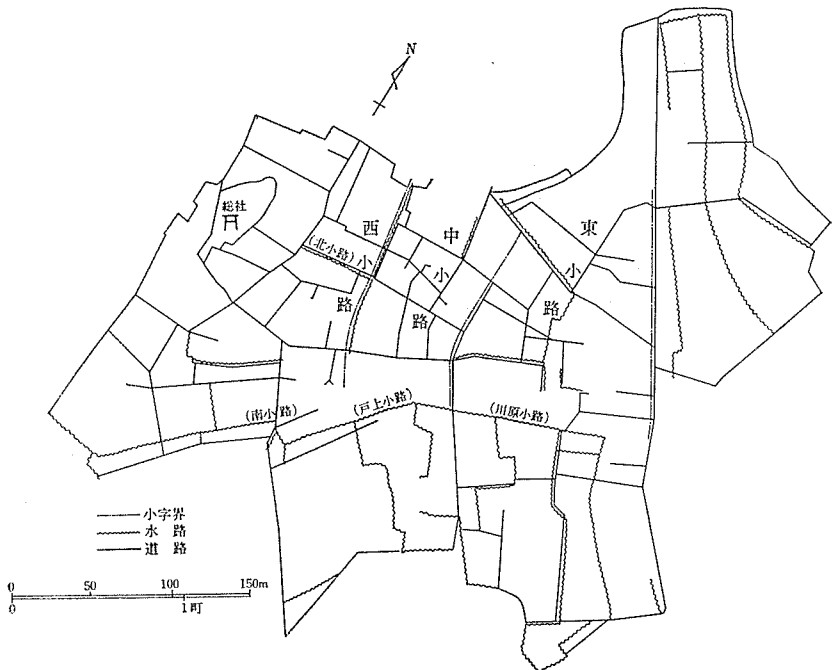
しかし、このような方八町のプランを想定することは既に報告のある美濃国不破郡⁽¹¹⁹⁾の如き十三郷を管する上郡ならともかく下郡たる住吉郡家において国府にかなうべきプランがあり得たであろうかという疑問が生じるのは当然であろう。だが摂津から播磨にかけて多くの地を領有し、かつは海上を舞台とした住吉神社を背後にもつ津守氏を中心とする郡司層を考慮すれば郡家プランの方八町も考えうる余地をもっているとしたい。既述したごとく海浜には住吉三津、敷津、榎津を控えたこの地は行政中心としての郡家と

結すびつき、摂津南部における結節地域としての性格を顕示していたであろう。

備前国児島郡家 現在、岡山市南部児島地区に大字郡が児島湖に臨んで位置している。この地も古代児島郡家の地であり港湾機能を有していたことを次のような理由から推定したい。

(1)岡山市役所甲ノ浦支所で地籍図を検討した結果字名として「西小路」・「中小路」・「東小路」があること、さらに俗称として西小路を南北に分けて「南小路」・「北小路」があり、また中小路には「戸の上小路」が、東小路の東方には「川原小路」があることが知られる(第一六図)。これらの小路地名は現在の道路を指すものではなく、字名として集落の区分を示しているのであるが、街区が計画的に施行されたことを示唆する。つまり方格プランにおける街区の遺称ではないだろうか。現在の道路では西小路、中小路の北辺部に辛うじて一町間隔のものが見られるに過ぎないが、直交する道路や水路が存在することはこの郡集落が計画的集

第16図 備前国児島郡家推定図



落であることを推定させる一つの手がかりとなる。

(v) 郡集落の西端にある総社神社は児島郡総社で、当社宮司難波貞篤氏によれば児島郡古社十一社を合祀していると言う。つまりその起源については詳らかではないが郡総社の存在は郡中心的性格を有するものと考えられる。

(vi) 当地の口碑として「郡千軒寺百軒」ということが伝えられ往時主邑をなしていたらしいことが知られる。現在郡集落には七ヶ寺しかないが、南の字陸集落付近の傾斜面には字名として「赤井坊」・「赤木坊」・「東泉坊」・「香蔵坊」などの坊地名があり口碑が地名と照合する。

(ii) この郡集落が少なくとも一六世紀初頭以前に成立していたと考えられる。その証拠として郡集落の東端にある三蔵院の境内から「文亀三年大月沙門長栄」という在銘の古瓦が発見されていることを挙げることができる、

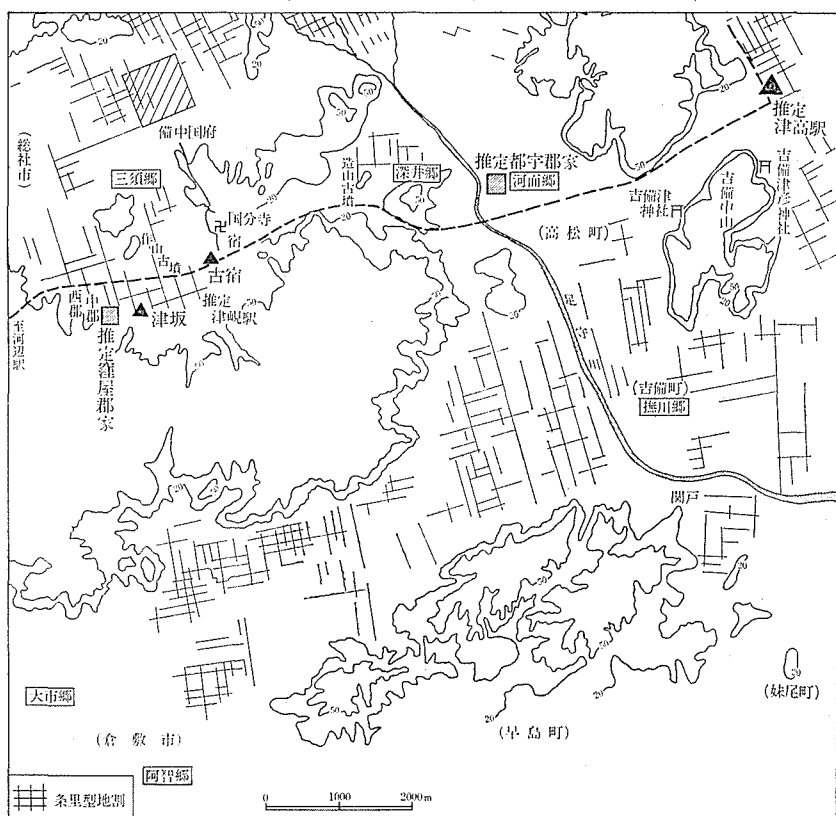
(vi) 南部の城山麓部に国津神社があるが、これは元来さらに南方の金甲山頂にあったもので、その付近に郡家址を推定すべき材料はない。

以上の諸理由からこの地を児島郡家址と考えて差し支えないと考える。⁽¹²⁶⁾

児島はその名の通り島である。この郡集落から現在の児島湖、藤戸を経て高梁川を結ぶ線が完全に陸化して児島とその対岸が結ばれたのは大串石蔵氏作製の『児島湾開発年代図』⁽¹²⁷⁾によれば十七世紀以降のことである。正安二年（一三〇〇）製作と推定されている『備前国上道郡荒野庄領地図』⁽¹²⁸⁾（奈良大宮家文書）には「内海千八百余町」、「備前国内児島也」と記し、当時児島が完全に島として描いている。

その西には「フチトノセト」の記入があり藤戸付近が瀬戸であったことが知られる。この内海の南北の長さは郡集落と操山南麓を計ると七kmとなりここを船が航行したことは『高倉院岐島御幸記』の治承四年（一一八〇）三月廿三日「備前国児島のとまりに着かせ給ふ」や同年四月三日「備前国うちうみとほらせ給ふ」の記事から知られているがここに言う「児島のとまり」について藤井駿氏は郡港ではないかと推定している。⁽¹²⁹⁾ この郡集落は旧甲浦村に属していたが甲浦という地名もまた「郡の浦」の意であるという解釈は妥当であろう。『和名抄』は児島郡が三家、都羅、賀茂、児島の四郷を管することを記すが、この三家郷は欽明天皇十七年に置かれた児島屯倉⁽¹³⁰⁾に由来するものと考えられ、その

第17図 備中国都宇郡周辺



位置について『岡山市史』は、敏達紀十

二年の日羅が百済からの帰途児島屯倉に

滞在したという記事から、あるいは屯倉

が郡家の素地となったのではないかとい

う想定の下に郡集落の地に求めている。

もしそうした想定の裏づけが得られるな

らば港湾機能は屯倉の問題においても無

視し得ないものであろう。(128)

も郡の行政中心地としての郡家と港津の

関連性の事例として児島郡家を取りあげ

ておきたい。(129)

(事例3) 国府と港津——備中国都宇

郡の場合——

国府と港津の關係は、国府の外港の問題としてとりあげられる。(130)

とも呼ばれることは既に最初に触れたが、

この国津については大津(和泉や土佐の場合)と称されたとする事例や御津(参河)

と呼ばれた事例が報告されている。(131)。さら

に周防国府の場合は三田尻にあった国府自身が港湾を兼ねるといったことが明らかにされている。⁽¹³⁸⁾ 摂津については『扶桑略記』⁽¹³⁹⁾に「治安三年十月十七日、入道前大相国詣紀伊国金剛峰寺。廿八日。入摂津国。（中略）次於国府大渡下。乗御船」とあって大渡すなわち渡辺が国津であったことが知られる。⁽¹⁴⁰⁾ この他瀬戸内沿岸諸国の国津については藤岡謙二郎『国府』⁽¹⁴¹⁾に述べられているが、小稿では備中国の国津を有したと考えられる都宇郡が占めた位置について検討することにした（第十七図）。

都宇は津の好字であることは言うまでもない。『和名抄』によれば都宇郡は河面、撫河、深井、駅家の四郷を管していることが知られ、他方天平十一年（七三九）『備中国大税負死亡人帳』⁽¹⁴²⁾では河面郷（神沼里、辛人里）、撫河郷（鳥羽里）、深井郷（岡田里）、建部郷の四郷名が記されている。両者を郷名について比較すると『大税負死亡人帳』の建部郷が『和名抄』に見られず駅家郷が新たに記されている。

このうち河面郷は現在の高松町加茂を、また撫河郷は吉備町撫川を以ってそれぞれ遺称とし、深井郷については永山卯三郎氏は高松町新庄下付近に推定している。⁽¹⁴³⁾ 駅家郷の位

置については、『延喜式』兵部省は備前国津高駅に続いて備中国津峴・河辺・小田・後月（各廿疋）の各駅名を挙げているがこの津峴駅に因むものと解するのが妥当であろう。備前国津高駅を通説に従って中世の辛川宿であった御津郡一宮町辛川市場付近に、また津峴駅より西方にあったと考えられる河辺駅を高梁川の西岸の川辺、近世の河辺宿付近に求めるとすると、辛川市場と川辺の距離は約一四km、仮に備中国府を迂回しても約二〇km前後となり当時の三十里一駅の制つまり現在の約二〇km毎に一駅がおかれたとしても、津高・河辺両駅の間に津峴駅をおいていることは国府との関係を考えないでは理解できないのではないだろうか。

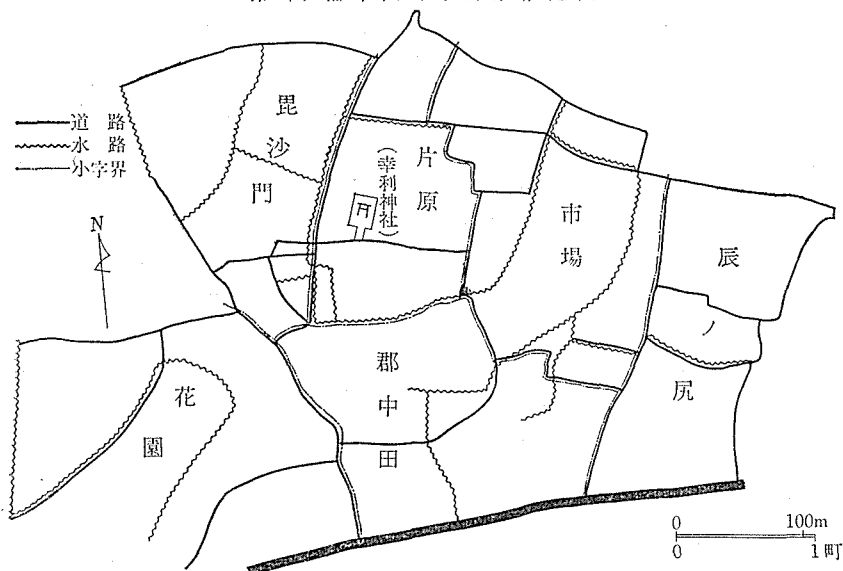
この津峴駅について『地名辞書』および永山氏は都窪郡山手村地頭片山の字津坂にあてている。⁽¹⁴⁴⁾ しかるに都窪郡は明治三十三年都宇郡と窪屋郡が合併して称されるに至った郡名で、山手村は合併以前窪屋郡に属していたため津峴を山手村に求めることに疑問が呈され『岡山県の歴史』もその遺址不明とする。⁽¹⁴⁵⁾ 筆者は山手村役場で地籍図から字津坂の位置を第十七図のごとく確認したが、仮に古代山陽道が総社市東方にある備中国府を通過していないものすれば辛川

市場と川辺のほぼ中間にある津坂地名は津幌駅比定に際して無視し得ないものと考えたい。ただ津坂の位置は丘陵端にあり、そこを以って駅址と見なすことはできず、山手村東部、山陽道にそって「古宿」という字があり、これが津幌駅を比定する場合の津坂地名との関連において示唆的である。ここから北行すれば備中国分寺を経て国府に至り、津幌駅設置の理由が理解されやすく、津坂地名もまた津幌と結びつけて解釈できることになる。郡域の問題が未解決のまま残るが第十七図のように『和名抄』の郷名を遺称地名から比定すると「古宿」の部分が必ずしも窪屋郡に含まれる必要もないようであるが、なお精査を期するつもりである。

さて総社市金井戸字御所を中心とする付近にその位置を推定されている備中国府の東を流れる足守川は、都宇郡を貫流して児島湾（現在の児島湖）に注いでいる。この足守川が律令期に国府と都宇郡の間の水運のルートであったならば次に述べる如く都宇郡家の位置が高松町加茂つまり足守川と山陽道の交会点に位置し、本郡の占めた位置およびその地域的性格を想定する上において注目すべきである。

高松町役場で地籍図を検したところ大字加茂に「郡中田」

第18図 備中国都宇郡家推定図



（コオリナカダ）なる字名があることを知り、さらに加茂付近を踏査したところ昆沙門さんと呼ばれる神社が正式には幸利神社と称されることを知った。また古老の話ではこの神社をオコウリサンとも呼ぶということであった（第十八図）。以上のコオリ関係の地名および神社名からこの地を都宇郡家の地と解されるならば山陽道と足守川の交点に設営された都宇郡家の位置は高度の結節機能を果たしたと憶われる。それは本郡を十字に走る水・陸二大幹線を有する交通路の機能の一点との重なりともいうべきであろう。その西には国府へと通じる津峴駅があり、そして南には郡名「都宇（津）」が示すように国津が存在したと推定したい。この国津の位置については第十七図に示すごとく条里地割の南限付近にある「関戸」付近ではないかと推し量られるのである。和泉国の場合についての藤岡氏の考定にあるように大津川河口部に「中関田」という地名がみられ、国津ではないが近江国塩津（鹽津）にも「下関屋」「上関屋」の字名があり、港津址と関地名の関係についても再考されるべきものと考ええる。『和名抄』（卷十）「津」の項には「唐令云諸度関津及乗船筏上下経津者皆当有過所」とあつ

て唐令の規定が引用されているがこの場合津を経るのに過所が必要なことを述べ津はまた関であったとしなければならぬ。養老関市令は「若船筏経関過者、亦請過所」と規定し、この関について関市令義解は「謂、長門及摂津。其余不請過所者、不在此限。」とあつて長門と摂津にのみ適用され、国津については触れない。

この他、筆者の今回の調査では播磨国津と推定される姫路市飾磨区の恵美酒に「倉ノ坪」という字名を検出した。この位置も条里遺構の南限付近にあり、その北には「三宅」地名もあり検討すべきものと考えている。備後国津については芦田川下流部の中洲から発見された草戸千軒をもってそれにあてべきか、あるいは『和名抄』沼隈郡都宇郷の位置について検討すべきであろう。筆者は福山市役所で小字名について調査したが国津に比定すべきものを見出し得なかった。しかし津之郷小学校西方の田辺寺境内からは奈良末期から平安前期の瓦の出土が報告され、芦田川河口に臨む都宇（津）地名が備中の都宇郡の場合と共通していることを小稿では指摘するにとどめておきたい。

以上のように古代地域 of 結節点において港津もまたその

構成の一をなしていた事例について報告した。こうした視点は駅、郡家や国府はもとより、古代の畿内という政治領域そのものが難波津というものをくみいれた地域システムをなしていたと解することもできよう。例えば『万葉集』に「君により言の繁きを古郷の明日香の川にみそぎしに行く一の尾に云はく、龍田超え三津の浜辺にみそぎしにゆく」(六二六)とあり、龍田道(長尾街道)を経て三津に至るルートが示され、また『入唐五家伝記』の頭陀親王入唐略記に「貞観三年(中略)七月十一日、出自巨勢寺指難波津、名僧數十人許人遂従相送、到大和国葛上郡菟国府」と記され葛上郡菟国府の位置は詳らかではないが恐らくは竹ノ内街道を経由難波津を指したものであろう。この他『書紀』にも難波と大和を結ぶ街道として「大津道」(長尾街道)「丹比道」(竹内街道)の記事があるがここでは多くを触れるにおよばない。さらに雄略記には「目下之直越道」、『万葉集』には「五年癸酉、草香山を超えし時、神社忌寸老麻呂の作れる歌二首」という題詞がありそのうちの一首は「直超のこの道にしておし照るや難波の海と名づけけらしも」(九七七)と、また「草香山の歌一首」として「おし照る難波

を過ぎてうちなびく草香山の山を夕暮にわが越え来れば山も狭に咲けるあしびの悪しからぬ君をいつしか往きてはや見む」(二四二八)と詠まれ目下の直超は生駒越の必縦谷をさしているものであることは確かであろう。仮にそれが暗越奈良街道であれば平城京三条大路と難波を結ぶ交通路に相当する。しかし難波から平城京に至る道は龍田道を示す記事が多い。『続日本紀』聖武天皇天平十七年九月「車駕還平城。是夕宿宮池駅。」とあって宮池駅の遺址を『地名辞書』の河内国高安郡三宅郷に求める説をとれば龍田道を経て平城に還るものとされる。『続日本紀』光仁天皇宝龜二年二月に「車駕取龍田道還到竹原井行宮」ともある。また坂本太郎氏は『東大寺要録』大和尚伝の記事から難波―河内国府―平群駅―平城京の交通路を示すが、これも龍田道に他ならない。

『続日本紀』聖武天皇天平十六年二月「取三嶋路行幸紫香樂宮」の記事からは難波から近江紫香樂宮に至る交通路の存在をも知る。

水運の問題については淀川については言うまでもなく、大和川については岸俊男氏が推考される難波―大和川―額

田部(大和郡山市)―初瀬川―海石榴市あるいは難波から大和川を経由、寺川(刑坂川)に臨む阿斗の河辺館に至る航路も注目すべきものであろう。

とにかく難波津の占めた位置は瀬戸内水運の発着点としてまた畿内という背域をもつ国家レベルの要港としてその歴史地理学的考察には多くの問題を含んでいるようである。

結 語

以上筆者は港津址の比定に力点をおいて、多くの仮定と憶測を混じえた試考に終始した感がある。しかしそれは従来歴史地理学においては古代港津の問題について多くを追及することがなかった事情からみて、その方法を模索せざるを得なかった故でもある。個々の実証された問題についてことさらに結語は不要であるが、上に示した如く古代地域における港は決して無視することのできない地理的位置を占めていることを強調しておきたい。それ故位置比定の試考を今後も積み重ねたいと思う。

① 藤岡謙二郎『都市における河川の役割』(『都市問題』第五三巻第八号、昭和三十七年)。

② 史学者による古代水運ないしは港湾をとりあつた研究として次のようなものがある。

西岡虎之助「荘園における倉庫の経営と港湾の発達との関係」(『史学雑誌』第四四巻第四、五、七号、昭和八年)、『荘園史の研究』上巻昭和二十八年、所収。

喜田新六「令制下に於ける物資の融通運用に就いて」上(『史学雑誌』第四十九巻第六号、昭和十三年)。

古田良一「日本海運史概説」昭和十三年。

同「海運の歴史」昭和四十一年。

同「平安中期の国内海運」(『西田先生頌寿記念 日本古代史論叢』所収、昭和三十五年)。

岸俊男「紀氏に關する一試考」(『日本古代政治史研究』所収、昭和四十一年)。

河合正治「古代内海交通の史的研究」(『福尾猛市郎編『内海産業と水運の史的研究』所収、昭和四十一年)。

同「瀬戸内海の歴史」昭和四十二年。

岡田香融「古代海上交通と紀伊の水軍」(『坪井清足・岸俊男編『古代の日本』近畿』所収、昭和四十五年)。

歴史地理学の立場から国府と外港等について論じたものとして前掲①の他に次のものがある。

藤岡謙二郎『都市と交通路の歴史地理学的研究』昭和三十五年。

同「古代東海三国の地域中心と国府の調査」(『立命館大学』第二二三号、昭和三十九年)。

同「和泉国府を中心とした古代都市圏の歴史考古地理学的調査」(『考古地理学』(『歴史地理学紀要五』)所収、昭和三十八年)。

同「国府」昭和四十四年。

米倉二郎『東亜の集落』昭和三十五年。

本下 良「国府跡研究の諸問題」(『人文地理』第二十一巻第四号、昭和四十四年)。

郡家と港湾の關係に觸れたものとして、足利健亮「律令時代における郡家の歴史地理学的研究」(『考古地理学』昭和三十八年)があり、また郡の外港ともいふべき郡津の存在を提唱した高重進「律令制の国郡津制の成立と崩壊」(『岡山史学』第十八号、昭和四十一年)がある。

③ Bradford, J.: *Ancient Landscapes-Studies in Field Archaeology*, 1957, London.

④ 藤岡謙二郎『先史地域及び都市域の研究』昭和三十年。

⑤ 『令義解』巻一。

⑥ 『令義解』巻四。

⑦ 『令義解』巻六。

⑧ 『令義解』巻五。

⑨ 岸 俊男「紀氏に関する一試考」(前掲②)。

⑩ 柿村重松『本朝文粹註釈』巻二。

⑪ 正宗敦夫校訂『倭名類聚鈔』巻十。大輪田泊が播磨国に属するが如く記されるが疑問としなければならない。

⑫ 『延喜式』巻二十六、主税上。

⑬ 能登国の加島津(七尾市湊町付近)は能登国府(七尾市府中町付近)に、越中国の互理湊(高岡市伏木・新湊市放生津付近)は越中国府(高岡市伏木古府町付近)にそれぞれ近接し、いずれも国府との関連が推察される。加賀国については出帆港の記載がないが、越前国にあげている比婆湊(石川県石川郡美川町湊町付近)がむしろ加賀国に記載されるべきものと考えられ、この場合も加賀国府(能美郡辰口町国府付近)との近接性が認められる。

⑭ 『日本歴史大辞典』(十三)(昭和三十三年)の「津」の項目の中で国津について新城常三氏は次のように説明している。

「古代律令制下において国家の貢納物の水上輸送には、国ごと(たとえば加賀・越中などの)に指定された一つの港から京都に向けて発送された。これを国津というが、国津は地方港湾を代表するものであった。」

⑮ 『続日本紀』巻十一。

⑯ 『延喜式』巻十一。

⑰ 『延喜式』巻二十三。

⑱ 『類聚三代格』巻十八。

⑲ 『続日本紀』巻十九。

⑳ 『万葉集』(四二四五) 天平五年、入唐使に贈れる歌一首并に短歌「虚みつ大和の国 あをによし 平城の京帥ゆ 押照る 難波に下り 住吉の 三津に船乗り 直渡り 日の入る 国に 遣さる(後略)」という歌から住吉津が遣唐使の出発地であったことが知られる。

㉑ 吉田東伍『大日本地名辞書』明治四十年、四〇四頁。

㉒ 『大日本地名辞書』四〇〇頁。

㉓ 『大日本地名辞書』四〇四頁。

㉔ 天坊幸彦『上代浪華の歴史地理的研究』昭和二十二年。

㉕ 滝川政次郎「難波における斎宮の祓所と大江殿」(『西田先生頌壽記念 日本古代史論叢』所収、昭和三十五年)。

㉖ 北島霞江「近畿万葉地誌」(四) 撰津国の部⑩(『史迹と美術』第二十七巻第七号、昭和四十二年)。

この論文より先に滝川政次郎氏は「明治十八年の淀川大洪水と上代の難波」(『史迹と美術』第二十七巻第五号、昭和三十三年)に船場・島の内をもつて古代の御津とすることを発表し、それをうけて「滝川博士の御示教に答ふ」という副題の下に発表されたのがこの北島論文である。その後滝川政次郎氏は『史迹と美術』第二十七巻第九号(昭和三十三年)に「北島霞江氏の反論を駁す」という副題を付して「奈良

時代における難波の地理について」という論文を発表し自説を主張した。

②⑦ 山根徳太郎「仁徳天皇高津宮の研究」(『難波宮址の研究』研究予察報告第貳所収、昭和三十三年)。

②⑧ 小稿で用いた土地条件図は次の通りである。二万五千分の一「大阪東北部」、「大阪西北部」、「大阪東南部」、「大阪西南部」(以上昭和三十八年)、「神戸」、「高砂」、「姫路」(以上昭和三十九年)。

②⑨ 建設省国土地理院「土地条件調査報告書」(大阪平野)「昭和四十年」。

③① 戸田秀典「古代の難波について」『古代学』第十一巻(第二号)および大阪市立博物館学芸員勝部明生氏の御教示による。

③② 阪神高速道路公団「阪神高速道路地質資料」堂島川編「昭和四十年」。

③③ 山根新次「大阪地質概観」(『小川琢治博士還暦祝賀論叢』昭和五年)。

③④ 大阪市交通局高速鉄道建設本部建設部土木課技術係長 広内 徹氏の御好意による。

③⑤ 近畿日本鉄道株式会社 技術企画室部長 上杉英造氏および同難波線建設工事局シールド工事事務所 渡辺 孜氏の御好意による。

③⑥ 阪神高速道路公団「阪神高速道路地質資料」西横堀川編「昭和四十四年」。

③⑦ ③⑧に同じ。

③⑧ 大阪府教育委員会「大阪府文化財総合分布図」昭和四十四年。

③⑨ 森氏からの聞きとりによる。

④① 『続々群書類従』三(史伝部)(二)

④② 付近には御津という姓を名取る人もいるということである。

④③ 佐古慶三「区名と地域」(『大阪市南区役所編「南区史」昭和三年」。

④④ 佐古慶三「古板大阪地図聚成解説」大正十五年。

④⑤ 『日本書紀』卷二十二。

④⑥ 『日本書紀』卷二十三。

④⑦ 『続日本紀』卷二十二。

④⑧ 『続日本紀』卷二十四。

④⑨ 昭和四十四年二月三日の難波宮址顕彰会の発掘調査団の見解(朝日新聞二月四日)。

④⑩ 『続日本後紀』卷十四 承和十一年十月九日の条に「撰津国言。依去天長二年正月廿一日。承和二年十一月廿五日。兩度勅旨。定河辺郡為素野。可選建国府。而今国弊民疲。不堪發役。皇詔。停選彼素野。便以鴻臚館為国府。且加修理者。勅聽之」とあつて以後撰津国府は鴻臚館を以てあてられることを知る。この承和十一年以後の国府域を復原できれば鴻臚館の遺址の見當がつけられる。古川清氏の「撰津の国府」(藤岡謙二郎編『国府の歴史地理学的研究』所収、昭和三十三年)に撰津国府址についての諸説があげられているが、この承和十一年以後の国府を東区北国分町付近に求めようとするのが通説である。また藤岡謙二郎『国府』(昭和四十四年)には「現地(長柄・筆者注)を踏査すると(中略)国分寺があり、戦災を被ったが八幡宮が残存していることである。(略)方格の条里地割にみるようにこの淀川低地帯がすでに開拓され(中略)鴻臚館の位置が今日の高麗橋の名で呼ばれる船場の低地にあつたのか、『地名辞書』が想定するように上町台地に存したものか、あるいはむしろこの長柄低地も考えられると思つた次第である。しかしこれらの古代の台地を中心とする建物の研究は、地割や難波京の範囲と関係し、国府の位置もまた当然これらに関連するからここでは断定をさける」(七十六頁―七十七頁)と記される。『撰津名所図会大成』(三)は東区北国分町付近にある「唐居町」、「とういでん」なる地名を鴻臚館にあてようとする。興味ある見解ではあるが、今後の精査が必要であらう。

④⑪ 「仁徳記」「又掘難波之堀江而通海」。

⑤⑩ 「仁徳紀」(十一年冬十月)「堀宮北之郊原。引三南水以入西海。因以号其水曰堀江。」

⑤⑪ 山根徳太郎『難波王朝』昭和四十四年。

⑤⑫ 『平安遺文』二一五六・二一五七号。

⑤⑬ 『大日本古文書』家わけ第十八 東南院文書三。

⑤⑭ 『続日本紀』卷十五。

⑤⑮ 上田 稜『大阪の古地図』(プリント)昭和四十年。

⑤⑯ この新羅江庄に置かれた駅の位置が検討されねばならないが、「字アドエ」の西方に比定すると天神橋付近となり、明治十八年測量の「仮製地形図」によれば、この付近で高槻街道と中国街道が交叉していることと駅の設置とが関連するように考えられる。

⑤⑰ 田中卓「難波の堀江」滝川博士の新羅江論に關連して一『日本上古史研究』第一卷第四号、昭和三十二年。

⑤⑱ 難波古図については喜田貞吉「難波沿革圖の偽作」(『歴史地理』第二卷第七号、昭和三十三年)の研究が周知知られる。喜田氏は本圖を(甲)難波堀江を以て大阪城北の大川に擬するもの、(乙)数条の堀江を描出し、東方の諸水を直ちに西海に通ずる如く作り成せるものの二種に分類し「甲種の浪速圖は好事家が史籍の記事と口碑の所伝と実地の地勢とによりて作為したるものにして其成るや比較的に古く、稍事実に近いものと云ふべく、乙種の難波圖は甲種の圖の世に行はれたる後、早くも草保を上らざる時に於て、作られたるものゝ如く、殊に為にする所ありて変造を加へたるの形跡あるを思ふ」と述べ、さらに「乙種の地図が、偽作にして毫も信するに足らざる事は左の一事のみにて十分証明し得べきなり、曰く、

此種の図には必らず延暦七年に和氣清磨が穿ちしという堀江という堀江を描く、然るに事実に於て此工事は中途にて廃止し遂に成上せざりしものなり、然るに地圖には何れも疎通の功を完ふせるが如く

成せる事」

と言う。筆者も喜田氏の分類による甲および乙圖について地名・地形等の吟味を試みたが、喜田氏の甲種の地圖が稍事実に近いものとする見解を支持したいと思つてゐる。

⑤⑲ 天坊幸彦「上代浪華の歴史地理学的研究」(前掲②)。この天坊氏の場合、用いられた『難波古図』は注⑤に言う乙圖系統のものであることも、新羅江庄の比定について正鵠を得ていないものと思う。

⑤⑳ 滝川政次郎「難波における斎宮の祓所と大江殿」(前掲⑤)。

㉑ 山根徳太郎『難波王朝』(前掲⑤)。

㉒ 『増訂故実叢書』十七。

㉓ 『群書類従』卷三三八、「高野參詣日記」。

㉔ 『改訂史籍集覧』十九、「信長公記」卷三。

㉕ 『日本書紀』卷十四。

㉖ 建設省国土地理院『土地条件調査報告書(大阪平野)』(前掲②)。

㉗ 大阪市区西整理課土地明示係蔵。

㉘ 同右。

㉙ 大阪市墨江教育会『墨江村誌』昭和四年。

㉚ 田中卓「住吉大社神代記」昭和二十六年。

㉛ 柿村重松『本朝文粹註釈』卷二(前掲⑩)。

㉜ 室津については、御津町役場室津出張所蔵の近世古絵図(寛政年間?)の写本を富岡儀八氏から借覧した。それによると「中ノ町」と記される付近が湾奥部に位置し、「高倉院殿島御幸記」(群書類従十一)に記される賀茂神社に近接することから推して、室津集落発生の核ともいふべき部分がこの湾奥部であると思われる。

㉝ 喜田貞吉「五泊考」(『歴史地理』第三十七卷第六号、大正十年)。

㉞ 『続日本紀』卷三十八。

㉟ 名寸隅については、落合重信氏は魚隅の誤写であるという説を出し

- ている。(「名寸隅は魚隅(住)の誤写か」(「六甲」第二〇四号))。
- ⑦⑥ 『群書類従』十一。
- ⑦⑦ 『増補史料大成』第二十八卷「山槐記」三、治承四年三月十九日。
- ⑦⑧ 『撰津国古文書』(前掲②西岡論文より引用)。
- ⑦⑨ 吉井良秀「福原遷都前後数度行宮と成った撰津大川尻寺江山荘の所在地及其遺蹟発見」(『歴史と地理』第三十三卷第二号、昭和九年)。
- ⑧① 吉井良尚「安德天皇行在所寺江亭趾伝説地」(『兵庫県史蹟名勝天然記念物調査報告書』第十六輯、昭和十七年)。
- ⑧② 渡辺久雄「中古に於ける畠田の歴史地理学的一考察」(『人文地理』第五卷第三号、昭和二十八年)。
- 同 「撰津国河辺郡の歴史地理学的考察(2)」(『人文研究』第七卷第九号、昭和三十一年)。
- 同 「東大寺領撰津国猪名庄の歴史地理」(『史料』第四八巻第五号、昭和四十年)。
- ⑧③ 『余里制の研究』所収、昭和四十三年)。
- 浜口半左衛門「東大寺領撰津国河辺郡猪名荘域から推考した尼崎市域に於ける余里遺制の研究」(『兵庫史学』第九号、昭和三十一年)。岡本静心「撰津国猪名庄余里の考察」(『兵庫史学』第十一号、昭和三十一年)。
- ⑧④ 岡本静心編『尼崎市史』第一巻、昭和四十一年。
- ⑧⑤ 筆者の絵図の比定は、前掲⑧の渡辺論文のうちの「史料」掲載の比定および『尼崎市史』のそれよりも一里南に下げることになり、『人文地理』の比定地よりも一里北へあげることになる。尚、前掲⑧の浜口論文および岡本論文の比定地は、余里の界線に合致しない。
- ⑧⑥ 喜田貞吉「古代の兵庫及び附近の沿革」(『神戸市史別録』一、大正十一年)。
- ⑧⑦ 『続日本後紀』巻五。
- ⑧⑧ 建設省国土地理院「土地条件調査報告書」(京都・播磨地域) 昭和四十一年。
- ⑧⑨ 『続々群書類従』三(史伝部)(二)。
- ⑧⑩ 『大日本古文書』二。
- ⑧⑪ 喜田貞吉前掲⑧、天坊幸彦前掲②。
- ⑧⑫ 『住吉大社神代記』には「菟原郡 一町三段二百九十歩元名雄伴、国(傍点筆者)とある。
- ⑧⑬ 落合長雄・落合重信「神戸地方の余里」(神戸市文化財調査報告八、昭和四十年)によれば、雄伴(八部)・菟原の郡界は湊川あたりにあり、仁和二年雄伴郡が八部郡に改称した前後に、八部・菟原の郡界が湊川から、さらに東の汶売神社へと移ったという見解が示されている。
- ⑧⑭ 仲彦三郎『西撰大観』(上巻)(明治四十四年)には宇治郷について「本郷は和名抄に八部郡宇治郷とあり神戸郷の西、八部郷の東に在りて宇治野、坂本、荒田、奥平野、石井、鳥原、夢野等、蓋し其の域内なるべし」とある。
- ⑧⑮ 奥中喜代一『国際港都の生いたち(その二)』(昭和三十七年)において「行基の建設した港は現在の江川町富屋付近」あるいは「現在の入江小学校前の大広場は奈良時代の大輪田港である」と記され、いずれも兵庫区湊町に近い位置に推定している。奥中氏からの私信によれば、その地に比定すべき根拠となる遺跡は存在しないとのことである。
- ⑧⑯ 『大日本地名辞書』八五一頁。
- ⑧⑰ 『続日本後紀』巻十五、承和十二年八月七日「淡路国石屋浜与播磨国明石浜。始置一船并渡子。以備往還」。
- ⑧⑱ 海上保安庁「鳴門海峡・友ヶ島水道・明石海峡潮流図」昭和四十一年。
- ⑧⑲ 建設省国土地理院「土地条件調査報告書」(京都・播磨地域)(前掲⑧)。
- ⑧⑳ 『類聚三代格』巻十六、天長九年五月十一日。

⑧『類聚三代格』卷十六、貞観九年三月廿七日。

⑨黒田義隆編『明石市史』上巻、昭和三十五年。

⑩『狭衣物語』有朋堂文庫。

(101) 関千「五泊考」(『歴史地理』第一巻第二号、明治三十二年)。

(102) 『続日本紀』巻四十。

(103) 喜田貞吉「五泊考」(前掲⑦)。

(104) 『大日本地名辞書』八六二頁。

(105) 『大日本古文書』二。

(106) 養泉寺住職によると、自ら確認したわけではないが福泊区長が当地の八幡宮社殿の扉の裏側に唐津と書かれてあるのを見たという。このことは、筆者の以上の如き韓泊の比定に対して疑念をいだかせるのであるが、実見していない。たとえ、そのように書かれていても八幡宮自体の来歴を詳かにしない限り福泊を韓泊とする根拠にはならなく。

(107) 『続日本紀』巻四十。

(108) 『大日本地名辞書』八五八頁。

(109) 稲見悦治「加古川三角洲の非対称的開発とその原因」(『地理学評論』第二十九巻第一号、昭和三十一年)。

(110) 谷岡武雄・山田安彦「東播平野(加古川・明石川流域)の条坊(里)について」(『地理学評論』第二十五巻第七・八号、昭和二十九年)。

(111) 鎌谷木三次『播磨土代寺院趾の研究』昭和十七年。

(112) 流域面積は兵庫県河川課資料による。

(113) 藤岡謙二郎『都市と交通路の歴史地理学的研究』(前掲②)。

(114) 足利健亮「律令時代における郡家の歴史地理学的研究」(前掲②)。

(115) 大阪市区画整理課土地明示係蔵。

(116) 足利健亮氏の人文地理学会第十九回歴史地理部会発表資料による。

(117) 『令義解』巻一。

(118) 現地も踏査したが郡家遺構を明確に示すような遺跡、遺物等を見出すに至らなかった。後日さらに検討してみたいと思う。

(119) 藤岡謙二郎『日本歴史地理序説』昭和二十七年。本書一四五頁に次のように記される。「不破郡そのみが國府と同じ規模をもつ八町四方の大きなものである点について、これまた既にみた伊勢の鈴鹿の遺跡と同じように関カ原の関所へ通じ軍団をも兼ね、さらにこゝに野上行宮の本拠もおかれたのではないかとのおくそくをめぐらすのであるが、これら後者の推論はあくまでも試論にとどめ将来のより積極的な資料の発見をまちたい。」

(120) 北畠謙三『東兎社寺物語』。

(121) 敵津政右衛門「奈良時代」(『岡山市史』古代篇、昭和三十七年)においてこの地を児島郡家と推定している。

(122) 大串石蔵『児島湾開発年代図』昭和三十八年。

(123) 藤井駿「古代史上の吉備の児島」(『西田先生頌壽記念日本古代史論叢』所収、昭和三十五年)。

(124) 前掲(123)。

(125) 『日本書紀』巻十九。欽明天皇十七年七月六日「遣蘇我大臣稻目宿禰等於備前児島郡置屯倉。」

(126) 敵津政右衛門「律令國家成立まで」(『岡山市史』古代篇、昭和三十七年)。

(127) 『日本書紀』巻二十。敏達天皇十二年是歳。「日羅等行到吉備児島屯倉。」

(128) 『大日本地名辞書』も郡集落を以って三家郷にあてている(九三〇頁)。

- (129) 郡家と港津の関係については、少なからずの事例を今後付け加えることができるものと予想している。例えば摂津国河辺郡家とされる川西市火打字郡が猪名川に臨み、近傍に「三津垣内」という字があり、両者の関連性について示唆的である。
- (130) 藤岡謙二郎『国府』(前掲②) および木下良『国府跡研究の諸問題』(前掲②) が国府とその外港の問題についての事例が挙げられていゝ。
- (131) 大津の事例については藤岡謙二郎「和泉国府を中心とした古代都市圏の歴史考古地理学的調査」(前掲②)、御津の事例としては藤岡謙二郎「古代東海三国の地域中心と国府の調査」(前掲②) にそれぞれ詳しい報告がある。
- (132) 藤岡謙二郎『国府』(前掲②)。
- (133) 『新訂増補国史大系』十二、「扶桑略記」第二十八。
- (134) 渡辺が大渡、国府渡あるいは窪津とも呼ばれたことは魚澄惣五郎『古社寺の研究』(昭和六年)に詳しい。
- (135) 前掲②。
- (136) 『大日本古文書』二。
- (137) 永山卯三郎『岡山県通史』上 昭和五年。
- (138) 後神三千子『岡山平野における古代景観の復原』(『立命館文学』第二四六号、昭和四十年)に備前の交通路が復原されているが津高駅について「津高駅の駅名は津高郷からとられたと思われるから、この駅家は津高郷に比定される」として『盛衰記』に「我身は辛川の宿、板倉城に引籠る」とある故に駅家が辛川村であったとする『吉備温故秘録』の説を妥当としている。
- (139) 『大日本地名辞書』九五四頁。
- (140) 永山卯三郎『岡山県通史』上(前掲(137))。
- (141) 山手村には「西郡」「中郡」の地名もあり窪屋郡家とみなしうる可能性がある。
- (142) 岡山県編『岡山県の歴史』昭和三十七年。
- (143) 藤岡謙二郎「和泉国府を中心とした古代都市圏の歴史考古地理学的調査」(前掲②)。
- (144) 『令義解』巻九。
- (145) 『福山市史』昭和四十二年。
- (146) 岸俊男「古道の歴史」(坪井・岸編『古代の日本 5 近畿』所収、昭和四十五年)参照。
- (147) 『枚岡市史』昭和四十年。
- (148) 『続日本紀』巻十六。
- (149) 『大日本地名辞書』三二二頁。
- (150) 『続日本紀』巻三十一。
- (151) 坂本太郎「大和の古駅」(『末永先生古稀記念古代学論叢』所収、昭和四十二年)。
- (152) 『続日本紀』巻十五。
- (153) 岸俊男「古道の歴史」(前掲(146))。

(京都大学大学院学生)

About the *Kung-Shih-K'u* 公使庫 in the *Sung* 宋 Dynasty
—a study of local finance—

by

Tomi Saeki

The secret service fund for the local officials in the *Sung* 宋 dynasty was called *Kung-Shih-Ts'ien* 公使錢, which was stored up in the store-house, *Kung-Shih-K'u* 公使庫.

Kung-Shih-Ts'ien was spent for repairing the city-gate and operating the local government, but its main purposes consisted in reception of foreign envoys or officials passing-through and in entertainment of the army. When the finance of the central government was badly off, *Kung-Shih-Ts'ien* was transferred to the central government, or was diverted to the private bribes of local officials to their superior officials or to the cost of banquet, different from its original aim. As especially in *Kung-Shih-K'u* brewing was authorized, this made the officials' banquet easy and this wine was presented to their superior officials, which generally caused the corruption of the official world. Rice for brewing, however, was assigned by force to the people for nothing and its wine was forced to sell, giving a great blow to the governmental income of wine monopoly.

This article pursues the character of modern Chinese officials through the research of *Kung-Shih-K'u*.

A Historicol-Geographical Approach of Ports
in the *Setouchi* 瀬戸内 in Ancient Japan

by

Minoru Senda

The object of this article is to presume the site of ports in the *Setouchi* 瀬戸内 in ancient Japan, especially in the era of *Ritsuryō* 律令. *Naniwa-tsu* 難波津 and *Naniwa-mitsu* 難波三津, the most important ports of the state, are thought to be situated in *Mitsudera-cho*, *Minami-ku*,

Osaka. 大阪市南区三津寺町. Around the *Sumiyoshi* 住吉 Shrine was a group of ports, such as *Sumiyoshi-mitsu* 住吉三津, *Shikitsu* 敷津, and *Enatsu* 榎津, which formed an area of the important ports in the southern part of *Settsu* 摂津. *Gohaku* 五泊 were the ports which were established with a distance of one day's sail from the country of *Harima* 播磨 to that of *Settsu*, and we can confirm their calculated disposition by our presuming their site.

Overland stations, *Gunge* 郡家, or *Kokufu* 国府 is thought to form a nodal region by its connection with sea ports, such as the lower *Kako* River 加古川, *Sumiyoshi-gunge* 住吉郡家 and *Kojima-gunge* 児島郡家, or the outport of *Kokufu* 国府.

Introducción a la bibliografía de la Historia de España

por

Ryusei Nishizawa
Yoshiyuki Kondo

Al componer estas páginas bajo dicho título, he tenido el doble propósito de señalar importantes raíces de la historiografía moderna de España y de contribuir al estudio de la historia española en nuestro país, presentando un rico panorama de los rasgos fundamentales de esta ciencia: los archivos, colecciones de fuentes históricas, las revistas académicas etc., en un modo general. Acerca de los trabajos monográficos en cada ramo de investigación, esperemos que el señor profesor Y. Kondo los explicase profusamente en los números siguientes. R. N.